

# 岡谷市中学生期のスポーツ・文化活動指針 (案)



令和7年 月

岡谷市教育委員会



## I 指針改定の背景

現行の学習指導要領（平成29年3月告示）によれば、中学校における部活動は学校教育の一環とされ、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとされていました。

少子化の進展等により、部活動を従来と同じ形で維持することが難しくなり、廃部や他校との合同化など、部活動を1校単位では存続することが厳しくなっている現状や、少子化に合わせ総合的な教職員も少なくなる中で、専門的指導のできる顧問の不足や多忙な教員の負担軽減の視点など、学校における働き方改革の側面においても、従来の学校部活動を抜本的に見直す必要が生じてきました。

こうした時代の変化を背景に、国は令和4年度に学校部活動に係るガイドラインを全面的に改定し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。その中で、国から新たな地域クラブ活動への移行の方向性が示され、令和7年度までの3年間で改革集中期間として重点的に取り組みつつ、地域の实情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことになりました。

長野県においても、「地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる」という意識の下、可能な限り早期に、地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築することや、教員の働き方改革を推進するため、県のスポーツ活動の指針と文化活動の指針を統合した「長野県中学生期のスポーツ・文化活動指針」を令和6年3月に策定し、スポーツ・文化活動の新たな姿が示されました。

国・県の指針において、新たな地域クラブ活動は、学校の教育課程外のいわゆる社会体育活動、或いは、社会文化活動の一環と捉えることができるとされ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法による「スポーツ」、「文化芸術」として位置付けられるものとされており、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされています。

本市においては、平成31年度に「中学部活動あり方指針」を制定し、主に部活動における活動基準や教員の働き方改革の視点を中心に運用してまいりましたが、その後、国県から示された指針等に基づき、学校部活動から地域クラブ活動へと転換を図ることをめざしつつ、県指針において策定が求められている「設置する学校に係る学校部活動の方針」を位置付けるため、従来の市指針を全面的に見直し、運動部及び文化部に関わる市の全体的な指針として「中学生期のスポーツ・文化活動指針」を策定するものです。

## II 本指針の適用範囲

本指針は、市内中学校の運動部活動及び文化部活動に加え、学校部活動から移行した地域クラブ活動も適用するものとします。小学校のクラブ活動等の課外活動については学習指導要領に位置付けられるものではありませんが、県指針及び本指針に準じるものとします。

そのほか、地域において実施されている既存のクラブ活動や民間クラブ等についても、県指針の趣旨を踏まえ、適切で効果的な活動となるよう取組をお願いするものとします。

## III 県指針の準用

「長野県中学生期のスポーツ・文化活動指針」では、学校部活動の適切な運営のための体制整備や合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組などに関する、市教育委員会や校長が果たすべき役割等が項目ごと明記されており、本市における中学校の運動部活動及び文化部活動に関しては、基本的に県の指針を準用することとします。

### 「長野県中学生期のスポーツ・文化活動指針（R6.3）」のポイント

#### 学校部活動

- 「適切な運営のための体制整備」、「合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」、「適切な休養日と活動時間等」については、原則としてこれまでの内容を踏襲する。さらに、「生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備」、「学校部活動の地域との連携」、「大会等の在り方の見直し」を推進する

#### 新たな地域クラブ活動

- 生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する

#### 新たな地域クラブ活動への移行の目的

- 地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築する
- 教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る

#### 移行のスケジュール

- 原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行する
- 国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す
- 平日はできるところから移行を進め、平日の移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課の調整等により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する
- 県教育委員会は、令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示す

## IV 部活動の活動基準

運動部活動及び文化部活動の活動にあたり、県指針に休養日や活動時間等の基準が定められていますが、市教育委員会が定める方針の策定にあたっては、県の活動基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、明記することが求められていることから、下記のとおり、市の基準を設定します。

【部活動の活動基準】 ※赤字の下線は県指針における活動基準

### 1 休養日と活動時間

- 疲労蓄積を抑え、練習効果を高めるため、学期中は週当たり2日以上の休養日を設け、平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上は休養日とする。
- 週末の大会等への参加には振替休養日を設け週末活動が常態化しないよう配慮する。
- 長期休業中は、期間の半分以上の休養を設定し、十分な休養や多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

### 2 総活動時間

- 平日1日の活動時間は、長くても2時間程度とする。
- 休日、長期休業中の活動時間は、長くても3時間程度とする。
- 活動時間は、できるだけ短時間に収め、合理的かつ効率的、効果的な活動を行う。
- 大会参加等により1日の活動時間を上回る場合は、別日の活動時間と調整等を行う。

### 3 朝の部活動

- 放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の部活動は原則行わない。
- 十分な練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活リズム等に配慮し、生徒や保護者に十分な説明の上、30分間を目安に活動することができる。ただし、ウォームアップやクーリングダウンの時間が取れないため激しい練習は避ける。

### 4 その他

- 平日、休日の部活動後、「部活動の延長としての社会体育活動、社会文化活動」は原則として行わない。
- 施設関係や日没の早い時期など、練習時間が十分に確保できない場合は、活動基準を遵守の上、部活動を延長して実施することができる。
- 個人の意思による参加を除き、部活動顧問は社会体育活動等へは参加しない。

## V 学校部活動に係る方針の策定

学校長は、県指針及び本指針に則り、学校ごとの部活動の休養日や活動時間等を設定し、毎年度「学校部活動における活動方針」を定め、学校ホームページ等により公表を行います。学校が定める部活動の方針は、地域クラブ活動で活動する生徒や指導者等も共有します。

## VI 新たな地域クラブ活動への移行

これまで教育活動の一環として取り組まれてきた運動部活動及び文化部活動については、地域クラブ活動への移行に伴い、今後は、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、学校の教育課程外の活動として、地域の中で運営される社会体育活動や社会文化活動などの一環として地域の活動に移行していくこととなります。

この新たな地域クラブへの移行を進めるためには、活動主体となる地域の団体や新たな指導者の確保を進める必要がありますが、地域によって実情に違いがあることから、本市においては、可能な限り早期の実現をめざしつつ、まずは休日の運動部活動から地域クラブ活動への移行を進め、段階的に文化部活動や平日の部活動の移行に取り組むこととします。

また、休日部活動の地域クラブへの移行に関して、長野県としては令和8年度末の完了をめざすとされていますが、広域的視点を踏まえた環境整備など、調整に時間を要するものもあることから、本市の実情を踏まえた上で、県の完了目標を目安としつつ、できるところから取組を進めてまいります。

なお、新たな地域クラブ活動の環境整備にあたっては、長野県が令和6年3月に策定した「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」において、県のガイドラインを踏まえた市町村個別の推進計画を策定することが求められており、新たな地域クラブ活動への移行に向け、本市の推進計画を別途策定することとします。

# 岡谷市中学生期のスポーツ・文化活動指針（概要）

R7.7策定 岡谷市教育委員会

生徒数減少に伴う部活動存続の困難さや、教員の負担軽減等の課題に対応するため、国県の指針に基づき、「岡谷市中学生期のスポーツ・文化活動指針」を策定しました。

## ▼市指針の概要

- 学校部活動の適切な体制整備や合理的かつ効率的・効果的な活動の取組等に関する基本的事項は、県の中学生期のスポーツ・文化活動指針に準じて対応します。
- 市内中学校における部活動の活動基準に関しては、学校を設置する市が活動基準を定める必要があるため、県基準を基本に以下のとおり市の活動基準を定めます。
- 国県の方針等に基づき、環境が整った学校部活動から地域クラブ活動へと段階的に移行を推進します。
- 市指針は、市内中学校の運動部活動及び文化部活動に加え、学校部活動から移行した地域クラブ活動も適用するものとします。

## ▼部活動の活動基準

### 1. 休養日と活動時間

- 疲労蓄積を抑え、練習効果を高めるため、学期中は週当たり2日以上の休養日を設け、平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上は休養日とする
- 週末の大会等参加には振替休養日を設け、週末活動が常態化しないよう配慮する
- 長期休業中は期間半分以上の休養日を設定、ある程度のオフシーズンを設ける

### 2. 総活動時間

- 平日1日の活動時間は、長くても2時間程度とする
- 休日、長期休業中の活動時間は、長くても3時間程度とする
- 活動時間はできるだけ短時間に収め、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う
- 大会参加等により1日の活動時間を上回る場合は、別日の活動時間と調整する

### 3. 朝の部活動

- 放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の部活動は原則行わない
- 十分な活動時間の確保ができない場合は、生徒の健康や生活リズム等に配慮し、生徒や保護者に十分説明の上、30分を目安に活動することができる。ただし、ウォームアップやクーリングダウンの時間が取れないため、激しい練習は避ける

### 4. その他

- 平日、休日の部活動後、部活動の延長としての「社会体育活動、社会文化活動」は原則として行わない
- 施設環境や日没の早い時期など、練習時間が十部に確保できない場合は、活動基準を遵守の上、部活動を延長して実施することができる
- 個人の意思による参加を除き、部活動顧問は社会体育活動等へは参加しない

## ▼学校の取り組み

- 学校長は、県指針及び市指針に則り、学校ごとの部活動の休養日や活動時間等を設定し、毎年度「学校部活動における活動方針」を定め、学校ホームページ等により公表を行います。
- 学校の部活動方針は、地域クラブ活動で活動する生徒や指導者等も共有します。

# 岡谷市中学校部活動あり方指針

平成31年3月

岡谷市教育委員会

# 目 次

<b>I 部活動の位置づけと意義</b>	
1 学校教育における部活動の位置付け	1
2 部活動の意義	2
<b>II 部活動の現状と課題</b>	
1 部活の現状	2
2 部活動の課題	3
<b>III 適切な運営のための体制整備</b>	
1 教育委員会が実施する取り組み	3
2 学校が実施する取り組み	4
<b>IV 部活動の活動基準</b>	
1 休養日及び活動時間	7
2 大会等への対応	8
<b>V 生徒及び保護者に対する配慮</b>	
1 部活動への所属	9
2 生徒の主体性の育成	9
3 会計及び経済的負担	10

## I 部活動の位置づけと意義

### 1 学校教育における部活動の位置付け

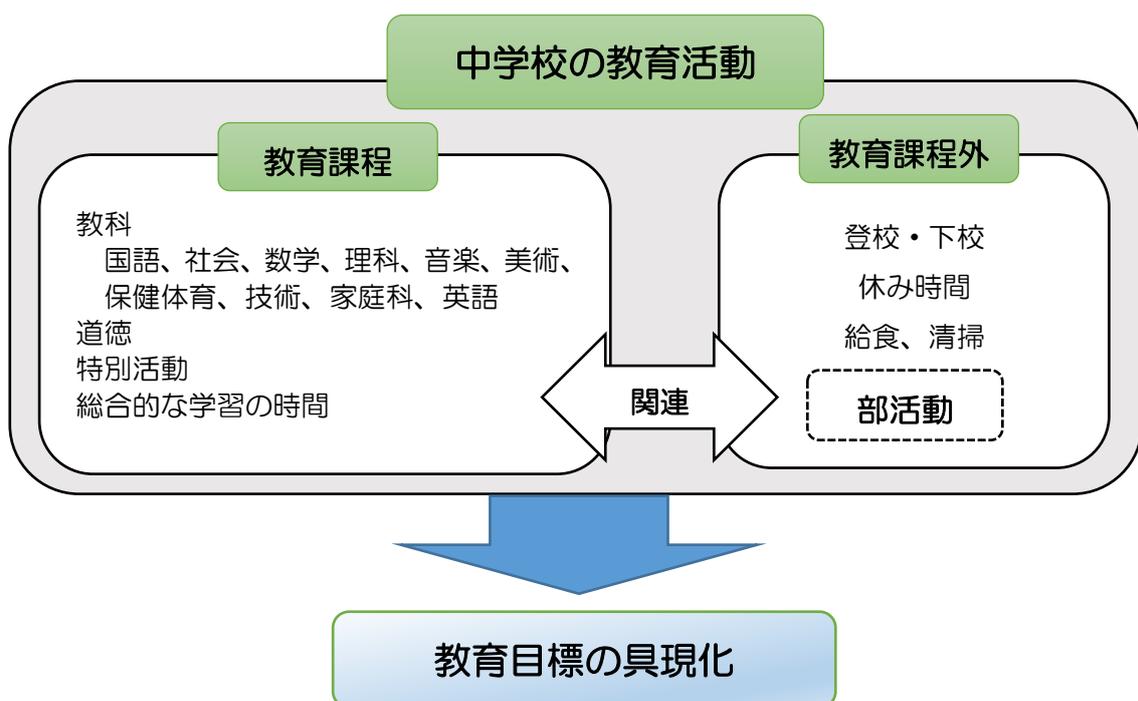
中学校における部活動は、学校教育の一環として位置づけられ、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味と関心を持ち、異年齢との交流の中で、生徒同士や指導者（顧問）と生徒との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的効果の高い教育課程外の活動です。

また、部活動では、部員相互が切磋琢磨する中で、その能力・適正に応じてより高い水準の知識、技術の習得や記録を追求することを目標に、継続して努力することによりその活動の楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を送ることができます。

○中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則 第5の1のウ

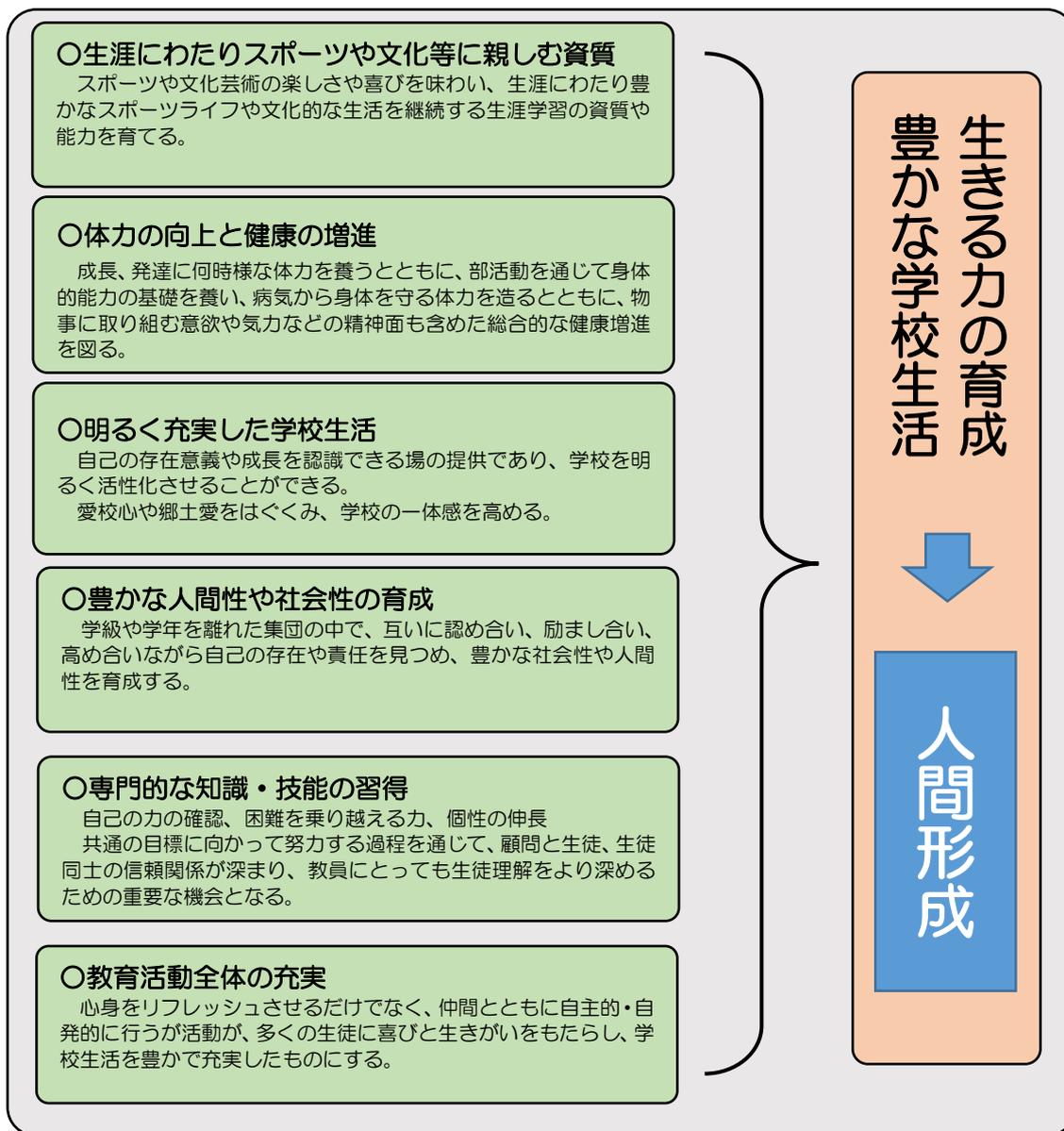
教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図れるように留意するものとする。特に、生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。**その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。



## 2 部活動の意義

部活動は、共通の種目や分野に興味関心を持った生徒たちが学級や学年を超えて自主的・自発的に集い、顧問教員の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち活動を通じて人間関係の大切さ、組織を機能させる重要さを学ぶことができる教育活動です。

### 【部活動の教育的意義】



## II 部活動の現状と課題

### 1 部活動の現状

○岡谷市内中学校の部活動加入状況は、平成 30 年 5 月 1 日現在で、運動部男子 64.72%、女子 48.90%、全体では 57.07%となっており、近年ではほぼ横ばいという状況です。

○文化系部活の加入状況は、男子 6.17%、女子 36.04%、全体では 20.61%という状況であり、近年ではほぼ横ばいという状況です。

○生徒の社会体育活動の実施状況は、男子 9.81%、女子 4.23%、全体では 7.11%という状況であり、近年ではほぼ横ばいという状況です。

## 2 部活動の課題

### (1) 少子化による影響

少子化の進展による生徒数、教職員数の減少に伴い、部員や顧問が減少し部活の存続が難しくなっています。

### (2) 教員の多忙化

学校に対する教育上の期待や課題が増し、教職員の多忙化が進む現状において、部活動の指導は、超過勤務を増大させる大きな要因になっています。特に教職員数が減少する一方で、部活動数の削減が進んでいない状況や顧問自身が競技経験のない部活動の顧問として指導に当たらざるを得ない状況は、教職員の負担感につながっています。

### (3) ニーズの多様化

部活動の種類だけではなく、技術の向上や記録への挑戦以外にも友達と楽しむことや適度な頻度で行うことなど、生徒や保護者の部活動に対するニーズが多様化しています。

### (4) 外部指導者の効果的な活用

生徒のニーズに応え、適切な部活動の指導を行っていくために、地域や外部機関と連携し、専門的な技術指導力を有する外部指導者を効果的に活用していく必要がありますが、外部指導者の発掘が進んでいない状況です。

## Ⅲ 適切な運営のための体制整備

### 1 教育委員会が実施する取り組み

#### (1) 部活動あり方指針の策定

岡谷市教育委員会では、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を受けて、校長会が定めた中学校の部活動における休養日や活動時間等の基準に則って、適正な部活動運営に努めてきました。しかし、少子化の更なる進展や学校教育に関わる課題が複雑化・多様化し、教職員の働き方改革が喫緊の課題となっています。

このため、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁が示す「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「長野県中学生期のスポーツ活動指針」（平成 31 年 2 月改定）を参酌し、「岡谷市中学校部活動あり方指針」を策定します。

## (2) 各種団体や地域との連携

- ・部活動における指導の充実を図るため、各種スポーツ関係団体・芸術文化関係団体等と連携し、部活動への協力体制を構築します。
- ・生徒のスポーツ及び芸術文化活動の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の各種スポーツ関係団体・芸術文化関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ及び芸術文化活動の環境整備を進めます。

## (3) 部活動指導員及び外部指導者の活用

学校教育法施行規則第78条の2に基づく「部活動指導員」については、導入にむけた体制整備を図るとともに、モデル的な取り組みを実施します。

なお、部活動指導員の任用・配置にあたっては、学校教育に理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督をうけることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行います。

また、引き続き保護者や地域と連携した外部指導者と協働体制を構築し、活動がさらに充実するよう努めます。

## (4) 研修等の取り組み

顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取り組みを行います。

## (5) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

少子化に伴い、単一の学校では特定の競技及び分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取り組みを推進します。

## (6) 働き方改革の推進

教職員の部活動への関与について、働き方改革の視点から、業務改善につながる取り組みを推進します。

## 2 学校が実施する取り組み

### (1) 部活動の設置等

部活動は、長期的な視野に立って計画的に運営することが重要となります。学校長は、生徒数の推移や実態、生徒のニーズ、学校施設の状況、教員の指導経験及び教員数、学校や地域の特色など様々な事情を総合的に判断し、以下の点に留意し部活動の設置及

び休部・廃部等の検討を行います。

① 部活動の休部・廃部を検討する場合

- ・現在、部に所属している生徒やその保護者に対して、経過や検討内容等を十分に説明し、理解を得ます。
- ・休部や廃部後も、所属する生徒が卒業学年までは活動できる体制を整えたり、合同チームや合同練習などによる活動ができるよう丁寧な対応に心がけます。

② 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置を検討する場合

- ・学校長は、現在の部活動が性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、競技力や技術の向上以外にも、友達と楽しめる、適度の頻度で行える等、生徒の多様なニーズや学校の実情に応じた活動を行うことができるよう検討します。

(2) 部活動運営に係る活動方針の策定

学校長は、「岡谷市立中学校部活動あり方指針」（平成31年3月策定）に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」（以下「活動方針」という。）を策定し、年度当初に公表するとともに、教育委員会へ報告します。

なお、各中学校の学校評価の中で、活動の成果や課題について評価し、改善していきます。

(3) 部活動の活動計画

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画書及び活動実績（活動日時・場所、休養日大会参加日等）を作成し、学校長に提出するとともに、当該部活動の生徒・保護者へ情報提供します。

年間の活動計画等の作成に当たっては、生徒の状況、学校の特色、各部活動の特性を踏まえ、部活動指導員、外部指導者、生徒及び保護者の意見を取り入れるよう努めます。

学校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行ないます。

(4) 部活動指導員及び外部指導者の活用

学校長は、各部活動の指導体制の充実を図るため、部活動指導員の配置を必要とする場合、その種目を設定し、教育委員会に申し出ることとします。

部活動指導員の配置等に関わる手続きについては、「岡谷市立中学校における部活動指導員任用事務取扱要領」により行うこととします。

また、学校長は、各部活動の技術指導の補助を行うことにより、部活動の充実を図るため、外部指導者を活用することとします。

(5) 事故防止及び健康管理

- ① 学校長は、施設・設備の定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努めます。

- ② 部活動顧問は、部活前及び部課後に使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努めます。
- ③ 部活動顧問は、部活動で使用する用具を適切に保管するとともに、生徒に用具の正しい利用及び管理について指導します。
- ④ 学校長は、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止等について、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人 日本スポーツ協会）等を活用し、適切に判断します。
- ⑤ 部活動顧問は、活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状態により適切に対応するとともに、生徒に体調管理の重要性について指導します。
- ⑥ 部活動顧問は、事故が発生した場合、速やかに学校長に報告し、応急手当を行います。学校長は、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じます。

#### (6) 校外における活動

- ① 部活動顧問は、実施日や活動場所、引率方法などを明記した引率届の提出など所定の手続きを確実にいき、あらかじめ学校長の承認を得ることとします。
- ② 部活動顧問は、生徒の移動の際、徒歩、自転車、公共交通機関又は借上げバスなどを校外の活動場所への移動手段として利用することとし、教員、保護者又は外部指導者等が運転する自家用車等による移動は禁止とします。
- ③ 部活動顧問は、校外の活動場所への移動手段として自転車を利用する際、保護者に対し、生徒が自転車保険（賠償責任補償付保険）に加入していることをあらかじめ確認します。
- ④ 部活動顧問は、校外で活動する場合の生徒の安全確保に向けて、事前に次のことについて具体的な指導を行いません。
  - ・移動の安全確保を図ること。
  - ・移動中及び活動場所におけるマナー、ルールを遵守すること。
  - ・他校の生徒とのトラブルや盗難事故の防止に配慮すること。
- ⑤ 部活動顧問は、校外の活動場所へ移動の引率責任者であることを認識し、生徒に付き添い、安全指導を徹底します。

#### (7) 部活動指導上の配慮事項

- ① 部活動顧問は、各部活動において、関係団体が作成した指導書を活用し、合理的で効率的かつ効率的な活動を実施し、技能や記録の向上等を図ります。
- ② 部活動顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各部活動の特性を踏まえた科学的な練習方法等を積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施します。
- ③ 部活動顧問は、安全点検の徹底、障害・外傷・バーンアウトの予防、体罰・ハラス

メントの根絶及び女子への指導に係る正しい理解等、生徒の安全・安心の確保を徹底します。

④ 中学生期だけではなく、次のステージへ、そして生涯にわたるスポーツ・文化活動へと繋げていく責任を担っているところを自覚し、生徒の多様なニーズに応じるため、生徒との意見交換等を通じて生徒の実態に応じた運営、生徒の主体性を尊重した活動の工夫をします。

⑤ 部活動顧問は、各部活動における技術的な指導方法について、部活動指導員や外部指導者の意見を参考にできるよう努めます。

#### (8) 働き方改革の推進

校長は、教職員の部活動への関与について、働き方改革の視点から、業務改善につながる取り組みを推進します。

## IV 部活動の活動基準

### 1 休養日及び活動時間

#### (1) 休養について

① 疲労の蓄積を押さえて練習の効果を高めるために、平日に1日、土日に1日の休養日を確保します。但し、練習試合や大会への参加により、土日の両日に活動する場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないように配慮します。

② 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定します。特に、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることとします。

#### (2) 総活動時間

① 平日の総活動時間は、長くとも2時間程度とします。

② 休日及び長期休業中の総活動時間は、長くとも3時間程度とします。

#### (3) 朝の活動について

放課後の活動時間の確保を基本とし、朝部活は原則行わないこととします。ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活リズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝7：30～8：00ごろの30分間を目安に活動ができることとします。

なお、運動部にあっては、ウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分に取れないことを鑑み、激しい運動は避けるようにします。また、平日における完全休養日（朝と放課後）を設定します。

(4) 放課後の活動について

- 平日の総活動時間は長くとも2時間程度とします。
- 日没が早い時期は、生徒の安全を考え終了時刻を早めます。

(5) 平日における「部活動の延長として行われている社会体育活動・社会文化活動」は原則として、行わないこととします。

(6) 練習時間の確保について

練習施設の関係や日没が早い冬期間など、放課後の練習時間が十分に確保できない場合は、施設の調整を図りながら、延長部活動（学校管理下の活動）の実施を可能とします。その場合は、次のことを遵守します。

- ① 顧問が保護者と相談の上、学校長の許可を得てから実施すること。
- ② 下校時の安全を確保するために、保護者の方に迎えをお願いすること。
- ③ 参加については強制的にならないようにする。送迎が出来ないなど、家庭の実情によっては、早めに帰ることや不参加も認めること。当然、その生徒が、不利益を被らない配慮を行うこと。

(7) 土日の部活動について

- ① どちらか1日のみ長くとも3時間程度とします。（通年）
- ② 練習試合や大会などで土日の2日間とも活動した場合には、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないように配慮します。

(8) その他

- ① 県では、部活動の延長として行われている社会体育活動・社会文化活動については、廃止の方向を示しているが、休日の社会体育活動・社会文化活動としての練習試合や大会参加など、すべてを無くすことによって生じる課題も考えられることから、当面、平日は「延長としての社会体育活動・社会文化活動」は実施しないことを進めながら、課題を洗い出し、数年かけて改善を図ります。
- ② 社会体育活動・社会文化活動については教職員、保護者ともに部活動との違いを明確にする場を設け、活動について共通理解を図ります。
- ③ 部活顧問は、社会体育活動・社会文化活動へは参加しないことを原則とする。参加する場合は公務でなく、一個人として自由意思で参加することとします。
- ④ 来年度からの実施としますが、スタートは各学校の実情で4月または夏季大会終了後を目安とします。

## 2 大会等への対応

大会等の前の休養日及び活動時間については、1に規定するものに限らず、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう次に掲げる事項について配慮することとします。

(1) 校長は、教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担軽減の観点から、参加する大会等

を精査するよう努めること。

(2) 校長は、生徒及び部活動顧問の過度な負担とならぬよう、活動時間、休養日の設定について適切に指導すること。

(3) 校長は、各部活動の特性、生徒の心身の健康、部活動顧問の負担等を総合的に判断し、大会等に向けた活動期間を設けること。

(4) 部活動顧問は、大会等へ向けた練習及び大会当日の活動計画、移動経路等について、あらかじめ生徒及び保護者の理解を得ること。

## V 生徒及び保護者に対する配慮

### 1 部活動への所属

(1) 部活動は、教育課程外の活動として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、その参加については、生徒一人ひとりの考えを大切にしなければなりません。そのため、部活動への所属に当たっては、生徒の選択によるものとします。

(2) 生徒の所属する部活動の変更又は退部については、生徒及び保護者の意向を踏まえ、柔軟に対応するものとします。

(3) 部活動顧問のほか、関係する教員は、生徒の部活動への所属又は変更に関し、生徒及び保護者の意向を聞きながら、生徒一人ひとりの豊かな人間性や社会性を育む観点から、よりよい選択が行えるよう支援します。

### 2 生徒の主体性の育成

(1) 部活動顧問は、生徒が積極的に活動に取り組む雰囲気づくりや心理的な対応に心がけ指導にあたります。

(2) 部活動顧問は、大会等における成果を求めることに固執することなく、練習試合や他校との交流を通じ、生徒一人ひとりが目標に向かって練習に取り組めるよう配慮します。

(3) 部活動顧問は、協力して学ぶ力や仲間と困難を乗り越える力を身に付けるため、生徒同士が話し合いや学び合いを取り入れるなど指導法を工夫することにより、リーダーを育成し、集団として生徒が主体的に活動に取り組めるよう配慮します。

(4) 部活動顧問は、生徒間の暴力行為やいじめの防止のため、望ましい人間関係づくりや人権感覚の育成を図れるよう配慮します。

(5) 部活動顧問は、いかなる場合においても学校教育法第11条ただし書きでいう体罰及び生徒に対して心理的な傷つけ、制圧を加える言葉による指導は行ないません。

### 3 会計及び経済的負担

- (1) 部活動顧問は、年間活動計画及び前年度の決算などに基づき予算を編成し、保護者から徴収する活動費の必要性などに保護者に説明します。
- (2) 部活動顧問は、部活動費等を適切に管理するとともに、その執行状況を学校長に報告します。
- (3) 学校長は、各部活動における会計の執行及び管理状況を確認します。
- (4) 部活動顧問は、保護者から徴収した部活動費等の執行状況について保護者に公表します。
- (5) 部活動に必要な物品のうち、生徒が個人的に使用する物品の購入については、保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮します。

#### <参考文献>

\*平成30年3月

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）

\*平成30年12月

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）

\*平成31年2月改訂

長野県中学生期のスポーツ活動指針（長野県教育委員会）

# 岡谷市中学校部活動あり方指針（概要）

H31.3 策定 岡谷市教育委員会

少子化の進展による部活動存続の問題、担い手となる教員の多忙化、部活動への二  
ーズの多様化等、部活動を取り巻く課題に対応し、持続可能な運営体制を整えるため、  
国・県の指針等を参酌して「岡谷市中学校部活動あり方指針」を策定しました。

## ▼部活動の位置づけと意義

- ・中学生期の部活動は学校教育の一環、教育的効果の高い教育課程外の活動
- ・学級、学年を超えた人間関係の大切さ、組織を機能させる重要性を学ぶ場

生きる力の育成、豊かな学校生活 → 人間形成

## ▼部活動の活動基準

### 1. 休養日と活動時間

- ・疲労蓄積を抑え、練習効果を高めるため、平日1日、土日1日の休養日を確保
- ・土日の大会等は振替え休養日を設け、週末活動が常態化しないよう配慮
- ・長期休業中は期間半分以上の休養日を設定、ある程度のオフシーズンを設ける

### 2. 総活動時間

- ・平日の総活動時間は、長くても2時間程度とする
- ・休日、長期休業中の活動は、長くても3時間程度とする

### 3. 朝の部活動

- ・朝部活は原則行わない  
（練習時間が確保できない場合、十分な説明の上、30分間を目安に活動可）

### 4. 放課後の活動について

- ・平日は長くとも2時間程度、日没が早い時期は終了時刻を早める

### 5. 部活動の延長としての社会体育

- ・平日の「部活動の延長としての社会体育、社会文化活動」は原則として行わない

### 6. 練習時間の確保

- ・施設関係や日没の早い時期など、練習時間が十分に確保できない場合は、  
ルール遵守の上、延長部活動の実施を可能とする

### 7. 土日の部活動について

- ・どちらか1日のみ、長くても3時間程度とする（通年）
- ・練習試合、大会等で土日の2日間とも活動した場合は、休養日をできるだけ  
他の週末に切り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮

### 8. その他

- ・部活顧問は社会体育等へは参加しないことを原則とする（個人の参加は自由）

## ▼市教育委員会及び学校が実施する取り組み

- ・各種団体や地域との連携
- ・部活動指導員及び外部指導者の活用
- ・研修等の取り組み
- ・生徒等の二ーズを踏まえた部活動の設置
- ・働き方改革の推進

【参考】

▼国の方針

スポーツ庁の要請事項『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 策定）』	
県教育委員会	・ガイドラインに則り、「運動部活動の在り方に関する方針」を策定すること。
市教育委員会	・県方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定すること。
学校長	・市の方針に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定すること。
運動部顧問	・年間計画、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出すること。
文化庁の要請事項『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.12 策定）』	
県教育委員会	・ガイドラインに則り、「文化部活動の在り方に関する方針」を策定すること。
市教育委員会	・県方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定すること。
学校長	・市の方針に則り、毎年度「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定、HP 等により公表すること。

▼県の方針

県の方針	
<p><b>【長野県中学生期のスポーツ活動指針】</b> H31.3月改定</p> <p>○「スチューデント・ファースト」の精神に基づく、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本指針による指導の工夫改善や、持続可能な運営体制の整備等を行うことにより、中学生期におけるスポーツ活動がさらなる発展を遂げ、生徒の健やかな成長へと結び付けていく活動をめざす。</li> </ul> <p><b>【長野県中学校の文化部活動方針】</b> R元.12月制定</p> <p>○「スチューデント・ファースト」の精神に基づく、生徒にとって望ましい芸術文化環境の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本方針による指導の工夫改善や、持続可能な運営体制の整備等を行うことにより、中学生期における芸術文化活動がさらなる発展を遂げ、生徒の健やかな成長へと結び付けていく活動をめざす。</li> </ul>	
活動基準	
休養日の設定	<p>○学期中は、週当たり2日以上<u>の休養日</u>を設ける</p> <p>○長期休業中は、<u>休業期間の半分以上の休養日</u>を設定する。</p> <p>○部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うよう配慮するとともに、<u>ある程度長期の休養期間（オフシーズン）</u>を設ける。</p>
活動時間	<p>○1日の活動時間は、<u>長くとも平日で2時間程度</u>、</p> <p>○学校の休業日（学期中の週末を含む）は、<u>長くとも3時間程度</u>とする。</p> <p>○大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。</p>
朝部活	○放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の部活動は、原則として行わない。
社会体育活動等	○部活動の延長として行われている体育活動・社会文化活動の廃止。
市町村教委の役割	<p>○市町村教育委員会は「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。</p> <p>○生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備、複数校による合同部活動の推進。</p> <p>○部活動指導員の積極的な配置及び研修等の指導・運営に係る体制の構築。</p> <p>○各中学校区にスポーツ、文化活動に係る運営委員会を設置。</p>
校長の役割	<p>○校長は毎年度、<u>学校部活動に係る活動方針</u>を策定し、公表する。</p> <p>○校長は休養日、活動時間等を設定し、公表する。</p> <p>○事故防止、体罰・ハラスメント根絶の徹底、適切な指導の実施。</p> <p>○教育上の意義、生徒や顧問の負担を考慮し、参加する大会等を精査する。</p> <p>○適正な数の運動部及び文化部の設置。</p>

# 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針



令和6年3月 策定  
長野県教育委員会

## 目 次

I 指針の趣旨	
1 策定の背景及び趣旨	2
2 本指針の適用	3
II 学校部活動について	
1 適切な運営のための体制整備	4
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	6
(1) 適切な指導の実施	
(2) 適切な指導の在り方	
(3) 部活動の充実に向けた地域との連携	
3 適切な休養日と活動時間等	7
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	9
5 学校部活動の地域との連携	10
6 スポーツ・文化芸術活動運営委員会	11
7 大会の在り方の見直し	11
(1) 学校単位で参加する大会等の見直し	
(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
(3) 生徒の安全確保	
(4) 大会等の在り方	
8 学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行	14
(1) 新たな地域クラブ活動への移行の目的	
(2) 新たな地域クラブ活動への移行の目途	
III 学校部活動の延長として行われている社会体育・社会文化活動について	15
IV 新たな地域クラブ活動について	
1 新たな地域クラブ活動の在り方	16
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	17
(1) 参加者	
(2) 運営団体・実施主体	
(3) 指導者	
(4) 活動内容	
(5) 適切な休養日等の設定	
(6) 活動場所	
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
(8) 保険の加入	
3 学校との連携等	22
V 取組状況の把握と指針の見直し	22
<b>参考</b> 成長期にある中学生のスポーツ活動を実施する上で留意すべき視点	23

# I 指針の趣旨

## 1 策定の背景及び趣旨

中学生期のスポーツ活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を身につけ、体力・運動能力・技術の向上を図るとともに、仲間と互いに競い、励まし、協力する中で、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、生徒が心身ともに健やかに成長していく上で重要な活動です。また、中学生期の文化芸術活動は、生涯にわたって学び、文化芸術等の活動に親しむ習慣を身につけ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を図るとともに、生徒が心身ともにバランス良く成長していく上で重要な活動です。

このため、長野県教育委員会では、心身の成長過程にある中学生期にとってのスポーツ・文化芸術活動が「スチューデント・ファースト」（学習者本位）の精神に基づく活動となることを大前提に、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点から、運動部活動については、平成26年2月に「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を策定し、平成31年2月にはスポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）を踏まえ、改定しました。

また、文化部活動については、文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）に則り、令和元年12月「長野県中学校の文化部活動方針」を策定しました。

国は令和4年12月、これまでの部活動に係るガイドラインを全面的に改訂し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定しました。その中で、新たな地域クラブ活動<sup>\*1</sup>への移行の方向性が示され、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしています。

これらの部活動改革の背景には、生徒が減少する中、学校部活動をこれまでと同様の形で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあることや、学校の働き方改革が進む中、本人の意思や専門性の有無について十分な配慮ができない状況で、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することが一層難しくなることなどがあります。

こうしたことから、これまでの学校部活動の在り方を見直し、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域におけるスポーツ・文化芸術環境を整備し、可能な限り早期に、地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築することや、教員の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させることに取り組む必要があります。

そこで、「長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会」<sup>\*2</sup>での意見や国のガイドライン等を踏まえ、子どもたちが多様な選択肢の中から自主的・自発的に活動を選び、安全・安心な環境において活動できるよう、現行の「長野県中学生期のスポーツ活動指針」と「長野県中学校の文化部活動方針」を統合した「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を新たに策定し、中学生期のス

スポーツ・文化部活動の新たな姿を示すこととしました。

## 2 本指針の適用

本指針は、公立中学校（義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の運動部活動及び文化部活動並びに新たな地域クラブ活動について適用します。なお、小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）段階の課外活動については、学習指導要領に位置付けられているものではありませんが、多くの小学校で行われている本県の実情を踏まえ、本指針に準ずることとします。

また、地域において実施されている既存のクラブ活動や民間のクラブにおいても、本指針の趣旨を踏まえ、適切で効果的な活動となるよう取組をお願いするものです。

---

※1 新たな地域クラブ活動は、学校の教育課程外のスポーツ・文化芸術活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青年教育及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる。本指針では、運営する団体の方針・規約に従って活動し、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなり、地域のスポーツ・文化芸術活動の在り方や環境整備の進め方等について協議する会が指導・助言できるものを新たな地域クラブ活動と定義する。

なお、独自の運営方針等により、既に中学生等を受け入れている地域のクラブや民間のクラブ等についても、前述の協議する会からの依頼により、運営する団体となる場合は、新たな地域クラブ活動となる。

※2 長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会は、スポーツ・文化芸術関係団体、教育関係者、市町村関係者、有識者等で構成され、地域のスポーツ・文化芸術活動の在り方や環境整備の進め方等について、県としての考え方や進め方を協議する会。

## II 学校部活動について

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 県教育委員会は、中学生にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点から、運動部活動や文化部活動の在り方に関する方針を含めた「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を策定します。

イ 市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）や公立学校の設置者は、本指針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定します。

ウ 校長は、市町村教育委員会の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定します。

部活動顧問（小学校課外活動においては課外活動顧問）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会、コンクール、各種発表会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会、コンクール、各種発表会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部活動の生徒・保護者へ情報提供します。

エ 校長は、ウの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表します。

なお、各学校の学校評価の中で、活動の成果や課題について評価し、改善していくことが大切です。

オ 市町村教育委員会は、ウに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行います。なお、このことについて、県教育委員会は、必要に応じて市町村教育委員会の支援を行います。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、部活動指導員<sup>※3</sup>や外部指導者<sup>※4</sup>など、地域と連携して指導者の確保に努め、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置します。

イ 市町村教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率

---

※3 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条2の規定により中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する学校の職員（義務教育学校後期課程及び特別支援学校の中学部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。単独での指導や引率が原則。

※4 顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う指導者。

を担うことのできる体制を構築します。また、市町村教育委員会や校長は、外部指導者による大会等の引率が可能か検討します。

なお、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な知見に基づく指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修<sup>※5</sup>を行います。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ります。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。

オ 部活動顧問は、年間活動計画等の作成に当たっては、次の点に留意します。

- ・生徒や保護者の思いを踏まえ作成するとともに、その内容について説明し、理解を得ること。
- ・年間を通じ、「トレーニング期、練習期」、「試合・大会期、コンクール等発表期」、「休養期」等に分けて、メリハリのある計画とすること。

カ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行います。

キ 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針<sup>※6</sup>」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

ク 県教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、市町村等からの求めに応じて指導者を紹介する指導者リストを作成するなどの取組を行います。また、スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。

※5 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、市町村教育委員会及び学校は、部活動指導員に対して、上記の内容について事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うよう記載している。

※6 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1カ月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。

## 2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ傷害の予防や文化部活動中の傷害の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。特に、運動部活動においては文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」、文化部活動においては文部科学省が平成30年12月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、また、次のア及びイの指針等の内容の取扱にも十分留意します。

ア 熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。))等を参考に、例えば熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発せられた当該地域時間帯における活動は原則として行わないようにし、必要に応じて活動する場合には冷房の効いた部屋に移動する等、生徒の体調管理を最優先に対処すること。

イ 重大事故の防止に向け、「頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート（長野県教育委員会）」を体育施設等に掲示し、安全に十分配慮して指導するとともに、脳しんとうを含む頭頸部損傷における競技への復帰に際しては、医師の診断を仰ぐ等、適切に対処すること。

県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行います。

### (2) 適切な指導の在り方

ア 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からはトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ傷害のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入を図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。

イ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。

ウ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、クの研修講座等及びケの手引

書等を活用し、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら指導を行います。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、専門的知見を有する教員等と連携・協力し、発達の個人差や体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。

オ スポーツ・文化芸術活動を行う上で勝利や好成績を目指したり、今以上の水準や記録に挑戦したりすることは自然なことですが、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、そのみを重視した過度な活動とならないよう十分に留意します。

カ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中学生期だけでなく、次のステージへ、そして生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動へとつなげていく責任を担っていることを自覚し、生徒の多様なニーズに応じるため、生徒との意見交換等を通じて生徒の実態に応じた運営、生徒の主体性を尊重した活動となるよう工夫をします。

キ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、運営方法や指導方法を定期的に振り返りながら改善する等、柔軟な運営に努めます。

ク 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、県教育委員会が主催する指導者を対象とした研修会や講習会等に積極的に参加します。

ケ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、「運動部活動指導運営実践マニュアル集（長野県中学校体育連盟及び県教育委員会）」や、中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）が作成した運動部活動の指導手引書を活用し、合理的で効率的かつ効果的な指導を行います。

### (3) 学校部活動の充実に向けた地域との連携

ア 運動部活動においては、発育・発達段階にある中学生期の心身の成長に寄与する医科学的な知見に基づく指導を行うことが必要のため、スポーツドクター、アスレティックトレーナー、栄養士、カウンセラー等との連携を図ることが望まれます。

イ 部活動顧問の状況や生徒のニーズ等によっては、優れた指導力を持つ地域指導者の協力を得て活動を行うことが、より効果的です。

ウ 市町村教育委員会や校長は、部活動指導員及び外部指導者に対して、学校の教育目標や年間指導計画、各部の活動目標、活動方針について十分に理解を得た上で委嘱等を行い、その役割を明確にします。

## 3 適切な休養日と活動時間等

ア 運動部活動において、心身の成長過程にある中学生期の休養日を設定することは、スポーツ傷害の予防やトレーニング効果を高める意味で重要であり、心身の健全な成長に欠かすことのできない食事と睡眠及び生活のリズムを考慮することも大切です。

また、朝の運動部活動については、ウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分にと

れない、朝食から昼食までの間隔が空き過ぎるといった課題があることから、放課後にまとめて行い、充実させることが、効率的かつ効果的な活動へとつながります。

運動部活動では、生涯にわたってスポーツに親しむための習慣の形成、バランスのとれた生活、スポーツ傷害の予防などの観点から適切な活動となるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>※7</sup>も踏まえ、活動の基準を次のとおりとします。

また、文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部活動と同様の基準とします<sup>※8</sup>。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会、コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。
- 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定し、生徒が十分な休養を取ることができ、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うことに配慮するとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。
- 放課後の活動時間の確保を基本とし、大会等の前であっても朝の部活動は、原則として行わない。ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活リズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明を行い、理解を得た上で朝の活動を実施することが考えられる。なお、その場合にあっても、ウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分に取れないことに鑑み、激しい運動は避ける。

※7 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※8 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間当たりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことから、「長野県中学校の文化部活動方針」（令和元年12月策定）において、1週間当たり長くとも11時間程度となる活動時間の基準を定めた。

イ 市町村教育委員会は、1 (1) のイの「設置する学校に係る学校部活動の方針」の策定に当たっては、本指針の基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、明記します。

また、ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行います。

ウ 校長は、1 (1) のウの「学校部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本指針の基準を踏まえるとともに、市町村教育委員会が策定した方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表します。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底します。

エ 休養日及び活動時間等の設定に当たっては、学校や地域の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日やオフシーズンの設定等のほか、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。

オ 当面、学校部活動と地域クラブ活動の両方で活動するケースや、今後、複数の地域クラブで活動するケースも考えられるため、部活動顧問や新たな地域クラブ活動の指導者は、生徒の意思を確認するとともに、指導者間で連携するなどして生徒の活動時間や内容を把握し、心身への負担が過度にならないよう配慮した活動にします。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適当な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備します。

具体的な例として、運動部活動では、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられます。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障がいの有無や年齢等に関わらず一緒にできるアート活動等、文化芸術を愛好する習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられます。

イ 市町村教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進します。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にするとともに、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をします。

エ 市町村教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その

活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動、地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮します。

## 5 学校部活動の地域との連携

ア 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化芸術環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進めます。例えば、6に記載の「スポーツ・文化芸術活動運営委員会」等を活用し、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術活動の在り方等を協議することが考えられます。

イ 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の場を設けます。

ウ 公益財団法人長野県スポーツ協会及び郡市体育（スポーツ）協会は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、地域のスポーツ団体等の関係団体と連携・協働し、適切な資質・能力を身につけた指導者の確保や受け皿となる団体の確保等に取り組むなど、地域のスポーツ環境の充実に向け県教育委員会や市町村教育委員会等に協力します。

また、各分野の文化芸術団体等は、県教育委員会や市町村教育委員会等と連携し、地域の文化芸術環境の充実に協力します。

エ 市町村教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動について、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めます。平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やします。

オ 市町村教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等についても生徒や保護者に周知するなど、生徒の興味や関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにします。

カ 市町村教育委員会は、施設の管理や鍵の貸出、動線の確保など学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・文化芸術に親しめる場所が確保できるよう、学校施設等の開放を推進します。

キ 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のために教育・スポーツ・文化芸術環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、アからカまでの取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促します。

## 6 スポーツ・文化芸術活動運営委員会※<sup>9</sup>

中学校の部活動が抱える課題や、地域において実施されている社会体育活動や社会文化活動との連携等について協議するため、市町村教育委員会等が設置しているスポーツ・文化芸術活動運営委員会には、専門的な知見を有する教員等のほか、地域のスポーツ・文化芸術団体等の関係者、地域医療関係者、学校評議員、信州型コミュニティースクール運営委員など校外の関係者にも参加していただくことが望まれます。

スポーツ・文化芸術活動運営委員会では、当該中学校の目標や方針等を踏まえた学校部活動の運営について検討を行うだけでなく、地域において実施されている社会体育・文化活動との連携、現状や課題についても共有し、今後のスポーツ・文化芸術活動の在り方等を協議することが求められます。

## 7 大会等の在り方の見直し

### (1) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）は、主催する大会等について、4を踏まえ、複数校による合同チームの参加、新たな地域クラブでの参加などの参加資格に関することや、参加生徒のスポーツ傷害の予防等の観点からの大会の規模、日程等の在り方、ボランティア等の外部人材の活用の在り方等に関して見直しが求められます。

文化部活動に関わる大会等の主催者は、4を踏まえ、複数校による合同グループの参加、新たな地域クラブでの参加などの参加資格に関することや、大会等の規模、日程等の在り方、外部人材の活用の在り方等に関して見直しが求められます。

イ 市町村教育委員会は、所管する学校の部活動が参加する大会等や、地域からの要請等により参加する地域の行事・催し等（以下「地域の行事等」という。）の状況を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事等の在り方の検討を主催者に要請するとともに、スポーツ・文化芸術活動運営委員会等と連携を図り、各学校の部活動が参加する大会等の数の目安等について検討します。

---

※<sup>9</sup> 市町村教育委員会等各中学校区などに設置している委員会で、地域のスポーツ・文化活動関係者、学校、保護者等によって組織される。当該中学校の部活動充実のため、運営計画や課題について協議するとともに、地域において実施されている社会体育活動や社会文化活動との連携についても協議して、より良い中学生期のスポーツ・文化芸術活動を推進する。

#### <協議内容の例>

- ・学校が作成した部活動の活動目標、活動方針、運営計画等についての検討
- ・生徒の活動状況や、顧問の指導内容について
- ・生徒や顧問の過度な負担とならないための大会等への参加についての検討
- ・地域において実施されている社会体育活動や社会文化活動との連携と活動の状況把握
- ・部活動指導員や外部指導者の活用及び役割分担の共通理解
- ・合同部活動等の推進
- ・生徒の多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動の検討

- ウ 校長は、イの目安等を踏まえ、教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査します。
- エ 県教育委員会は、アからウまでの取組が着実に進むよう、市町村教育委員会、県中体連、競技団体、文化部活動に関わる諸団体等と連携を図ります。

## (2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

### ① 大会等への参加の引率

- ア 県教育委員会は、県中体連や県吹奏楽連盟等が主催する大会等について、学校部活動における大会等の引率を部活動指導員が担う場合、原則として単独で行い、生徒の安全確保等に留意しつつ、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、できるだけ教員が引率しなくてもよい体制を整備し、運用するよう主催者に働きかけます。また、県教育委員会は、県中体連や県吹奏楽連盟等が主催する大会等に新たな地域クラブが参加する場合の引率を、当該クラブを運営する団体の指導者が行うことについて大会等の規定として整備し、運用するよう主催者に働きかけます。
- イ 県中体連や県吹奏楽連盟等は、主催大会において、外部指導者による引率を可能とし、校長・教員・部活動指導員が引率できない場合に限定するのではなく、適切な外部指導者がいる場合には校長が認めた上で引率を可能とするよう、引率規定を見直します。
- ウ 市町村教育委員会及び学校は、イにより引率規定が見直された場合、外部指導者による大会等の引率が可能か検討します。

### ② 大会運営への従事

- ア 大会等の主催者は、大会等の運営を自らの団体等に所属する者や外部委託の者で賄うなど適切な体制の整備を進めます。
- イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や新たな地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等の運営スタッフとして参画することを出場要件とする場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に大会等の運営スタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として従事することを明確にします。
- ウ サービスを監督する教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教員等のサービス上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切なサービス監督を行います。新たな地域クラブ活動を運営する団体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行います。
- エ サービスを監督する教育委員会及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行います。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮等の観点から、学校での職

務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行います。

オ 大会等の主催者は、必要に応じ、JSP0、公益財団法人笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークなど、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する団体等との連携を図ります。

### ③ 大会運営の支援

ア 県及び市町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、新たな地域クラブ活動等が参加できる大会等について、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設を利用する際には、低廉な利用料にするなど、利用しやすい環境づくりについて検討します。

イ 校長は、大会等の主催者に対し、生徒が大会運営の補助（大会の準備や片付け、審判の補助等）に関われるよう、働き掛けます。

## (3) 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値をもとに、安全な運営や会場確保に努めます。

イ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応します。

## (4) 大会等の在り方

ア 大会等の主催者には、発育・発達期にある生徒にとっての大会等の意義を、本指針の趣旨を踏まえて改めて検討し、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等へ見直すことが求められます。

イ 大会等の主催者には、大会等の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数へ精選することが求められます。

ウ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会など、多様な大会等の開催について検討が望まれます。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や能力別にリーグを分けるなどの工夫についても検討します。

エ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本指針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進めます。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意します。

## 8 学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行

### (1) 新たな地域クラブ活動への移行の目的

生徒が減少する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが困難になってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、学校の働き方改革が進む中で、本人の意思や専門性の有無について十分な配慮ができない状況で、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することが、厳しくなっています。こうしたことから、「地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築すること」と「教員の負担軽減により働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させること」を目的として、学校部活動を地域クラブ活動に移行します。

### (2) 新たな地域クラブ活動への移行の目途

原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動（スポーツ・文化芸術活動）を、新たな地域クラブ活動に移行します。

#### ア 休日について

国は令和7年度までを改革推進期間とし、移行の達成時期は一律に定めないこととしました。しかしながら、新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に地域差が生じると、子どもの体験格差や教職員の労働条件格差につながるため、県として移行の目途を設定することとしました。

本県は、

- ①市町村数が多く都市部、山間部など地域ごとに部活動を取り巻く状況が大きく異なること
- ②生徒数の減少により、複数の市町村が連携して環境整備を進める形が数多く想定され、新たな地域クラブ活動の設立に時間を要すること
- ③特に文化芸術活動においては、関係団体数の地域差が大きく指導者の確保等に時間を要すると考えられること

などから、国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指します。

#### イ 平日について

平日はできるところから移行を進め、移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課等の調整により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施します。

県教育委員会は、令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示します。

### Ⅲ 学校部活動の延長として行われている社会体育・社会文化活動について

学校週5日制が導入された際、部活動の練習時間をより長く確保することを目的に始められた学校部活動の延長として行われている社会体育活動や社会文化活動<sup>※10</sup>は、活動の過熱化の一因ともなっており、長時間に及ぶ活動による生徒や家庭への負担、学習や家庭生活とのバランスを欠くといった問題や万が一の事故等が起こった場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、又は学校にあるのか、判断が曖昧な状態にあることが指摘されてきました。また、学校部活動との関係性から、任意の参加であっても参加せざるを得ない状況や雰囲気は指摘されるなどの課題もあるため、延長部活動を廃止して、「学校管理下で行われる部活動」又は「地域において実施されている社会体育活動や社会文化活動」への移行を進めてきました。

今後、学校部活動は、Ⅱ8のとおり新たな地域クラブ活動への移行が進められることから、部活動の保護者会や地域の指導者等が運営団体や実施主体になるケースについても、新たな地域クラブ活動としてⅣ2に従って運営するものとします。

---

※10 部活動と同様の活動が連続又は近接して行われるもので、部活動の保護者会が主催であったり、地域のスポーツ・文化芸術指導者等が運営主体になったりしているが、主には、部活動と同じ部員、同じ指導者によって構成されている。学校週5日制の導入時に休日の部活動時間を確保するため行われてきたが、平日の放課後に活動が拡大され、長時間に及ぶ活動による生徒への負担が危惧されている。地域において実施されている社会体育活動とは異なる。

## IV 新たな地域クラブ活動について

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があります。

新たな地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもあります。従って、新たな地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要です。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術活動を地域のスポーツ・文化芸術活動が支えるという視点から、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示します。県及び市町村においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できることから取組を進めます。

### 1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 県及び市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、各々の役割を踏まえ、生徒の活動の場として、新たな地域クラブ活動を行う環境の整備に取り組みます。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられます<sup>※11</sup>。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とします。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できます。

※11 運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

## 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

### (1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動・歌・楽器・絵を描くことなどが苦手な生徒、障がいのある生徒など、希望する全ての生徒を想定します。

### (2) 運営団体・実施主体

#### ① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

##### 【地域スポーツ団体等】

ア 市町村は、関係者の協力を得て、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援します。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものが想定されます。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定されます。なお、市町村が運営団体となることも想定されます。

イ 県及び市町村は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』（令和元年8月スポーツ庁策定、令和5年11月改定）を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底します。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うことが求められます。

##### 【地域文化芸術団体等】

市町村は、関係者の協力を得て、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援します。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体が想定されます。なお、市町村が運営団体となることも想定されます。

#### ② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県及び市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備します。

イ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表に努めます。また、協議会において、地域におけるスポーツ・文化芸術団体と地域クラブ活動での生徒同士のトラブルや事故等の対応について情報を共有し、共通理解を図ります。

### (3) 指導者

#### ① 指導者の質の担保

##### 【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めます。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。

イ スポーツ団体等は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の担保のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。また、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、スポーツ団体等が自ら設ける相談窓口のほか、JSP0 等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。県や市町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進めます。

##### 【地域文化クラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めます。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意します。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、文化芸術団体等が自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町村など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進めます。

#### ② 適切な指導の実施

ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、Ⅱ 2（1）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶します。県及び市町村は、適宜、指導助言を行います。

イ 指導者は、Ⅱ 2（1）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行います。

また、専門的な知見を有する教員等の協力を得て、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得します。

### ③ 指導者の量の確保

ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員、外部指導者、退職教員、兼職兼業による教員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保します。

イ 市町村は、域内のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めます。県は、指導者を紹介する既存の人材バンク（例：公益財団法人長野県スポーツ協会の「ながのスポーツ人材バンク」）の充実を働き掛けるとともに、指導者リストを作成するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者確保に協力します。市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意します。

ウ 県、市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制整備に努めます。

### ④ 教員等の兼職兼業

ア サービスを監督する教育委員会は、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（文部科学省：令和5年2月策定。以下「国の手引き」という。）等を参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、適正かつ円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行います。

イ サービスを監督する教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮などの観点についての校長の事前確認等を参考に、検討して許可します。

ウ 教員等が兼職兼業での指導する際、継続的・安定的な指導を行うためには、居住地において指導することが望ましいと考えます。

エ サービスを監督する教育委員会が兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、国の手引きを参考にするとともに「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（厚生労働省：平成30年1月策定、令和2年9月改定）も参照し、運営団体等と連携してそれぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、雇用者等の適切な労務管理に努めます。

## (4) 活動内容

ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向に特化した特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツ、アート活動などについて、複数の活動を同時

に体験することも想定しながら、指導体制に応じて生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、段階的に確保します。

イ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、地域の文化芸術団体など他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにします。

ウ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知します。

## (5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要があります。新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるようⅡ 3に準じ、以下に記載する活動時間を遵守し、休養日を設定します。

その際、学校部活動と新たな地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、2(2)②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要です。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設けます(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、できるだけ休養日を他の日に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する)。

新たな地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えます。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けます。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。新たな地域クラブ活動については、土日や祝日のみ活動するケースも考えられるため、アの休養日やウの活動時間の基準を原則とし、例えば、1日の活動時間を遵守しながら、平日・休日にこだわらず1週間で2日間休養日を設けるなどの柔軟な対応を想定します。

オ 当面、学校部活動と新たな地域クラブ活動の両方で活動するケースや、今後、複数の地域クラブで活動するケースも考えられるため、部活動顧問や新たな地域クラブ活動の指導者は、生

徒の意思を確認するとともに、指導者間で連携するなどして生徒の活動時間や内容を把握し、心身への負担が過度にならないよう配慮した活動にします。

## (6) 活動場所

ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設に加え、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や廃校施設の活用も検討します。

イ 県及び市町村は、新たな地域クラブ活動を行う団体等が学校施設、社会教育施設や文化施設等を利用する際には、低廉な利用料にするなど、利用しやすい環境づくりについて検討します。

ウ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている市町村においては、新たな地域クラブ活動を行う民間事業者等による学校施設の利用が可能となるよう検討します。

エ 県、市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による2(2)②の協議会等を通じて、イを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定について検討します。

オ アからウまでについて、県及び市町村は、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和2年3月スポーツ庁策定)や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」(令和3年1月文化庁策定)も参考に取り組みます。

## (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、会費について、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な設定に努めます。

イ 県及び市町村は、新たな地域クラブ活動を行う団体等が学校施設、社会教育施設や文化施設等を利用する際には、低廉な利用料にするなど、利用しやすい環境づくりに協力します。

市町村は、生徒の送迎について、スクールバスの活用や地域の公共交通機関との連携など、生徒が新たな地域クラブ活動に参加するための移動支援について検討します。県は先進事例や実証事業を検証し、支援の在り方について研究します。

県及び市町村は、経済的に困窮する家庭の生徒の新たな地域クラブ活動への参加費用の支援等について先進事例や実証事業をもとに、支援の在り方について研究します。

ウ 県及び市町村は、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進します。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられます。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」(令和元年8月スポーツ庁策定)に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運

営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行います。

## (8) 保険の加入

ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身のケガ等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けます。

イ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、その活動中に発生した事故による高額な損害賠償に対応できるよう、例えばスポーツ・文化法人責任保険などへの加入を検討します。

## 3 学校との連携等

ア 新たな地域クラブ活動では、生徒が集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で活躍することなど、生徒にとって望ましい成長の機会となることが期待されます。

学校部活動の教育的意義や役割を継承しながら、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を高めていくことが大切です。

イ 新たな地域クラブ活動と学校部活動では、組織や指導者が異なるため、2(2)②のイにより、新たな地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障します。その際、兼職兼業により指導に携わる教員の知見も活用します。

ウ 県及び市町村は、新たな地域クラブ活動が2に示した内容に沿って適正に行われるよう、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行います。

エ 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにします。

## V 取組状況の把握と指針の見直し

県教育委員会は、本指針を踏まえた学校部活動の取組状況や地域クラブ活動等の実態を把握するとともに、今後の学校部活動の地域クラブ活動への移行の状況等を踏まえ、本指針の見直しを行います。

## 【参考】成長期にある中学生のスポーツ活動を実施する上で留意すべき視点

### 1 「栄養・運動・睡眠」の3本柱をトータルで考えましょう

成長期にある中学生にとって、「栄養・運動・睡眠」は、身体の発育・発達に欠かすことができない3本柱としてトータルで考えることが重要です。十分な栄養と睡眠があつてこそ、質と量の充実したトレーニングが行えます。

### 2 「食事の基本形」を確立しましょう

中学生期には「食事の基本形」を確立することが大切で、それは生涯を通じた健康づくりにつながっていきます。給食を例にとると分かりやすく、**主食**+**汁物**+**主菜**+**副菜**が「食事の基本形」となります。スポーツを行う場合は、これに加えて、給食では必ずついてくる**牛乳**・**乳製品**を加え、さらに**果物**を意図的に摂取していくことが大切です。

このようなバランスのとれた食事を心がけるとともに、「トレーニング期」「試合期」「休養期」等に合わせて摂取量を調整していくことも大切です。

また、指導者はもとより、生徒・保護者も食事の大切さを理解し、保護者の協力を得ながら、栄養バランスに留意した食事の摂取が望まれます。

### 3 短時間で効果的な練習になるよう工夫しましょう

生徒の1日のライフスタイルを考慮し、短時間で効果的な練習が望まれます。休養日なしに練習したり、長時間練習したりするような過度な練習は、スポーツ傷害の予防の面からもマイナスです。活動計画を考えたり振り返ったりする日を設ける必要があります。

### 4 スポーツ傷害の予防に努めましょう

多くの選手は、疲れや何らかの痛み等があっても「我慢して練習に参加する」傾向にあります。選手自身が痛みや違和感があれば、すぐに相談できる雰囲気や体制づくりが大切です。

また、スポーツ医・科学の知識を持っていれば、未然に防ぐことができるスポーツ傷害も多くあります。指導者は、中学生期の心身の特徴を理解し、以下の3点に留意した指導が望まれます。

- ・「スポーツ傷害は、付きもの」「強くなる上で、傷害は当たり前」という考え方を捨てる。
- ・過度な負荷の繰り返しがスポーツ傷害を発生させたり、二次的に他の部位にも影響を及ぼしたりする可能性がある。
- ・度重なるスポーツ傷害が負の連鎖となり、結果、回復にかかるブランクが競技力向上の妨げとなる。

### 5 実際のトレーニングについて

#### (1) 個人差を考慮したトレーニングをしましょう

中学生期は体格・体力に差が大きいため、個々の体格・体力に応じた基礎体力づくりやトレーニングメニューが望まれます。このことは、スポーツ傷害の減少にもつながります。

## (2) 工夫したトレーニングをしましょう

同じトレーニングを継続して行うだけでなく、変化をもたせたトレーニングを行うことにより、精神的ストレスが軽減でき、トレーニングに同じ時間を費やしても疲労度が少なく感じられます。また、故障者には痛みを感じさせないトレーニングメニューを与える等の工夫も大切です。

## (3) ウォーミングアップとクーリングダウンをしっかりと行いましょう

ウォーミングアップとクーリングダウンは、「ケガをしていないから必要ない」「ケガをしているからする」という考え方でなく、運動強度が強くなればなるほど傷害については慎重になるべきです。時間については、ウォーミングアップは30分くらい、クーリングダウンについては15分くらいが目安ですが、効果をあげるためには、競技特性に応じたより合理的なウォーミングアップとクーリングダウンを考え、取り組むことが望まれます。

# 長野県地域クラブ活動推進ガイドライン



令和6年3月 策定  
長野県教育委員会

# 目 次

○はじめに	2
1 本県における公立中学校の学校部活動の現状と課題	
2 本ガイドライン策定の目的	
I 「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」の概要	6
II 新たな地域クラブ活動の環境整備	7
1 本県が目指す地域クラブ	
(1) 新たな地域クラブ活動に求められるもの	
(2) 新たな地域クラブで目指す活動（市町村と県の役割）	
2 運営団体選定・設立までの手順と留意事項	8
(1) 協議会の準備	
(2) 協議会の設置	
(3) ニーズ・課題の把握	
(4) 推進計画等の作成	
(5) 情報発信	
(6) 運営団体の選定・設立	
(7) 実施主体の決定	
3 運営団体・実施主体の運営と留意事項	11
(1) 適切な運営体制の構築	
(2) 適切な指導体制の構築	
4 新たな地域クラブ活動への推進スケジュール	16
○おわりに	17
<b>資料</b>	
〔資料1〕 地域移行取組・進度の目安となる項目（段階別）一覧表	19
〔資料2〕 学校部活動から地域クラブ活動への移行に係る Q&A	24

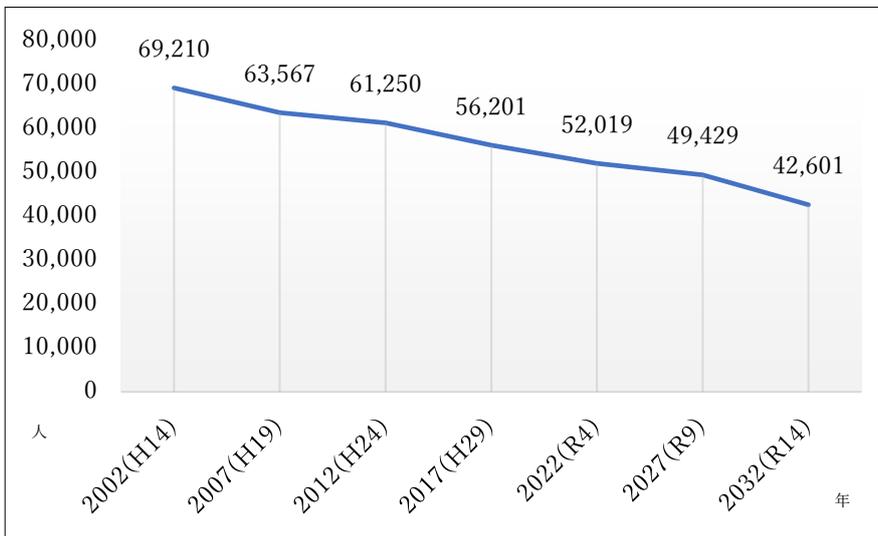
## ○はじめに

### 1 本県における公立中学校の学校部活動の現状と課題

学校部活動は、現行の学習指導要領において学校教育の一環として位置付けられており、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係を構築したり、活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展し生徒が減少する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、学校において働き方改革が求められる中、本人の意思や専門性の有無について十分な配慮ができない状況で、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することが一層難しくなることが予想されます。

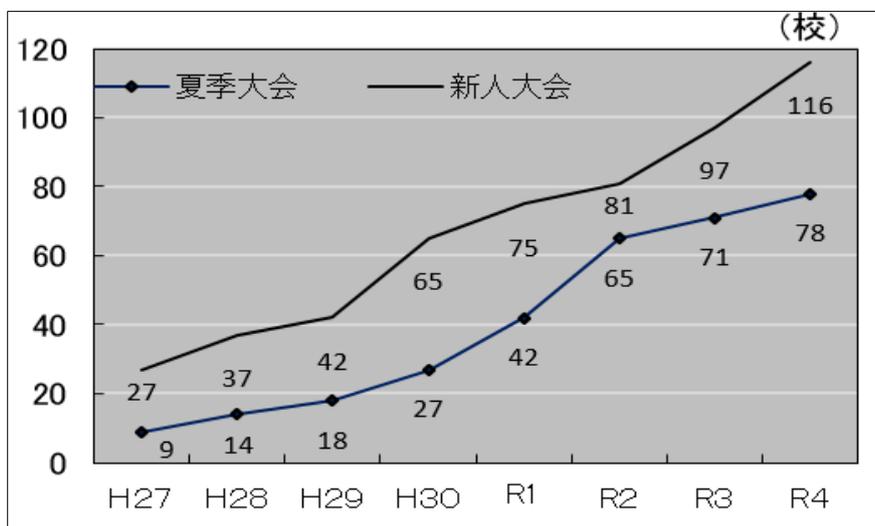
〔図1：本県の中学校生徒数の推移〕



全国的に少子化が進んでいますが、本県でも加速化しており、平成14年から令和14年までの30年間で本県の中学校生徒数は、約4割(26,000人強)が減少する見込みです。

企画振興部総合政策課  
令和4年(2022年)10月1日現在  
長野県の年齢(各歳)別・男女別人口をもとに算出

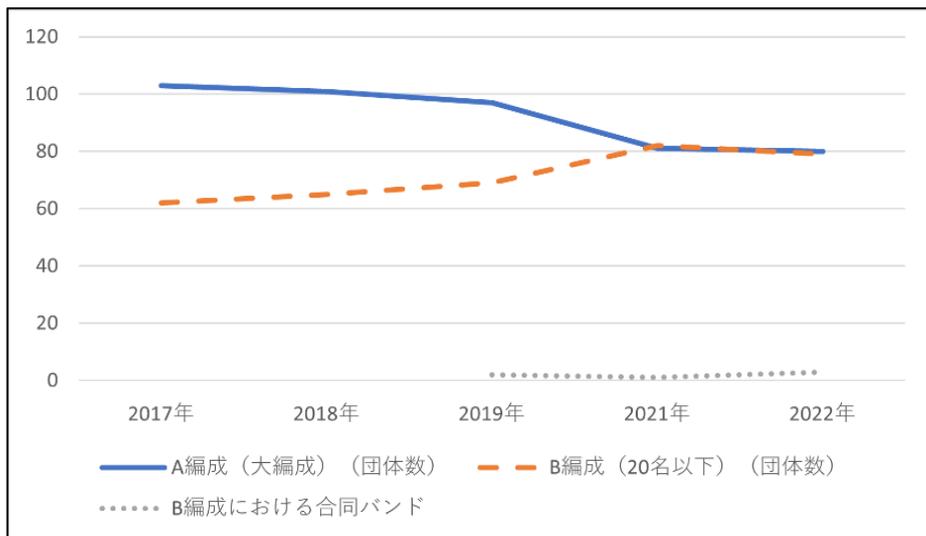
〔図2：中学合同チームによる大会参加数の推移〕



少子化の進行に伴う部員数の減少が活動の形態にも影響を与えており、合同チームによる参加が年々増えています。

令和4年11月  
スポーツ課部活動調査より

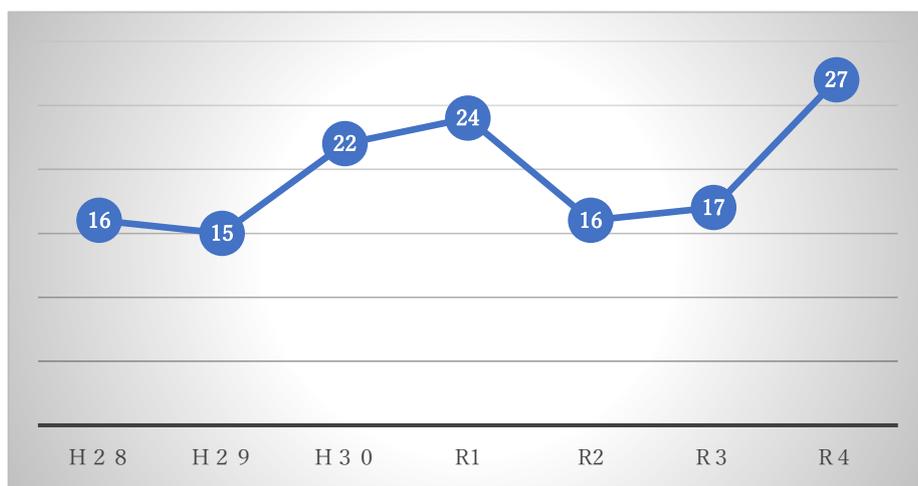
〔図3：長野県吹奏楽コンクール中学校の部の地区大会における編成別出場団体の推移〕



A編成（大編成）が減少し、B編成（合同バンド）の団体数が増加しています。B編成は東海大会が最上位の大会であり、全国大会出場の可能性のある団体が減少しています。

令和4年長野県吹奏楽連盟 HP 掲載の大会出場校数をもとに算出

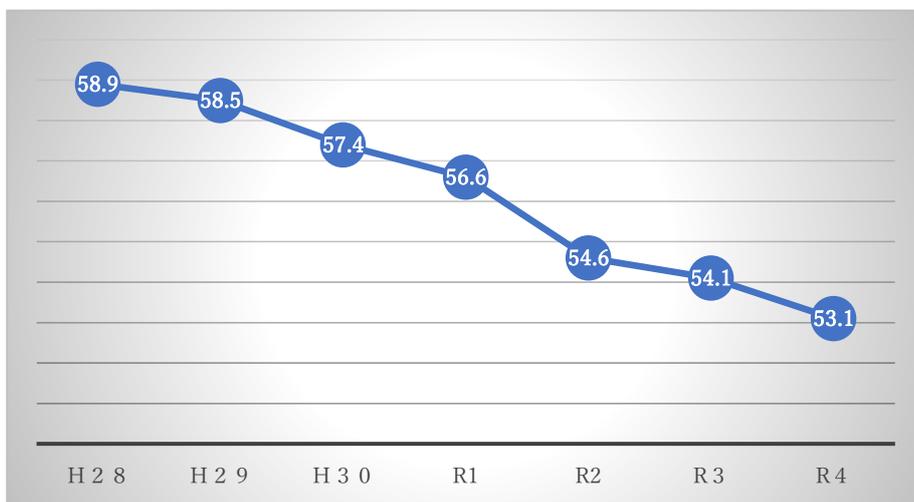
〔図4：運動部の統廃合があった学校（校）〕



生徒数の減少に伴い、運動部の統廃合が増加する傾向があります。

令和4年11月  
スポーツ課部活動調査より

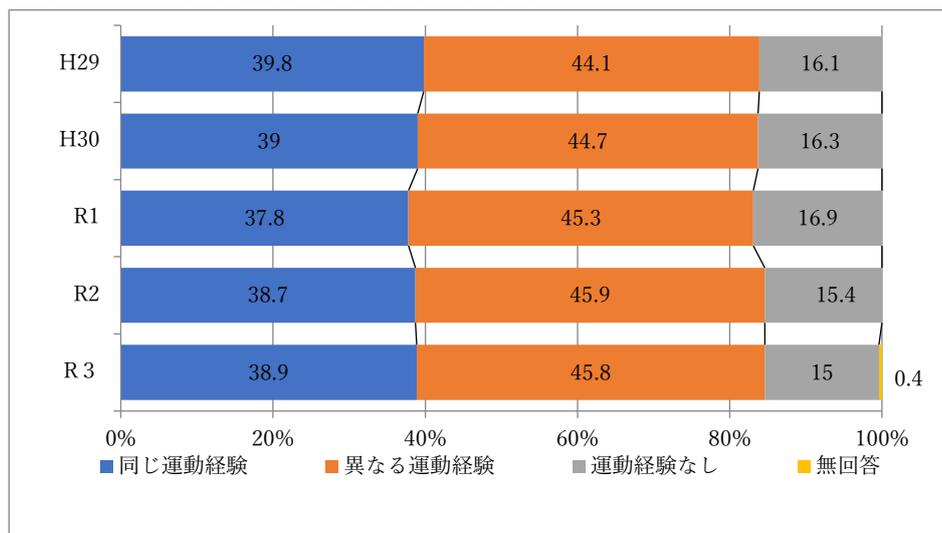
〔図5：運動部活動加入率（%）〕



運動部活動への加入率は、年々減少しています。地域のスポーツクラブへの加入率が増加していることや運動部の統廃合による選択肢の減少などが加入率低下の要因と考えられます。

令和4年11月  
スポーツ課部活動調査より

〔図6：運動部顧問の競技経験（％）〕



運動部活動では、担当している競技の経験がない顧問が6割以上いる状態が続いており、生徒への専門的な指導が十分でない可能性や教員の精神的負担が大きくなっている可能性があります。

令和4年11月  
スポーツ課 部活動調査より

〔図7：教職員の勤務時間等の調査 集計結果〕

		小中学校の休日勤務平均時間												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
中学校		7:16	6:42	8:54	9:35	2:18	4:08	8:02	6:10	4:49	2:51	2:13	2:31	令和4年9月義務教育課教職員の勤務時間等の調査より抜粋
小学校		2:25	2:41	1:54	3:09	0:57	1:45	2:11	1:47	1:38	1:37	1:34	2:24	
中一小		4:51	4:01	7:00	6:26	1:21	2:23	5:51	4:23	3:11	1:14	0:39	0:07	

公立学校における教員の休日勤務時間を小学校と中学校で比較すると、中学校の教員の方が1月当たりおよそ3時間30分長くなっています。これは、休日の部活動指導や大会引率等が影響しているものと推測されます。

## 2 本ガイドライン策定の目的

今後、少子化が進展する中でも、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむことができるよう、地域において持続可能な環境整備を行うとともに、教員の負担軽減につながる仕組みを、可能な限り早期に構築していく必要があります。

国においては、令和2年に文部科学省から「部活動の段階的な地域移行」について示されて以降、令和4年8月まで開催された「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言を経て、同年12月、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が通知され、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて、部活動の段階的な地域移行・地域連携を進めることが示されました。

本県では、こうした国の動向を踏まえて令和5年2月、新たな地域クラブ活動の環境整備の方向性を検討する「長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会」（以下「県の協議会」という。）を設置し、関係各所からのご意見を踏まえながら、今般、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」（以下「新指針」という。）を策定するとともに、

新指針の趣旨を踏まえ、新たな地域クラブ活動への移行を推進することを目的として、「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を策定することとしました。

各市町村においては、新指針及び本ガイドラインの趣旨を踏まえて推進計画等を作成し、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と教員の働き方改革の推進の両立に向け、地域の実情に応じた新たな地域クラブ活動への移行の取組を進めるようにしてください。

---

※ 新たな地域クラブ活動は、学校の教育課程外のスポーツ・文化芸術活動として、社会教育法上の「社会教育」(主として青年教育及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。))の一環として捉えることができ、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる。本ガイドラインでは、運営する団体の方針・規約に従って活動し、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなり、地域のスポーツ・文化芸術活動の在り方や環境整備の進め方等について協議する会(Ⅱ 2(2)の協議会)が指導・助言できるものを新たな地域クラブ活動と定義する。

なお、独自の運営方針等により、既に中学生等を受け入れている地域のクラブや民間のクラブ等についても、前述の協議する会からの依頼により運営する団体となる場合は、新たな地域クラブ活動となる。

## I 「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」の概要

### 策定のポイント

- ・「長野県中学生期のスポーツ活動指針」と「長野県中学校の文化部活動方針」を統合する
- ・学校部活動が地域に移行された場合の「新たな地域クラブ活動」においても、新指針を適用する

### 学校部活動

- ・「適切な運営のための体制整備」、「合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」、「適切な休養日と活動時間等」については、原則としてこれまでの内容を踏襲する。さらに、「生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備」、「学校部活動の地域との連携」、「大会等の在り方の見直し」を推進する

### 新たな地域クラブ活動

- ・生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する

### 新たな地域クラブ活動への移行の目的

- ・地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築する
- ・教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る

### 移行のスケジュール

- ・原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行する
- ・国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す
- ・平日はできるところから移行を進め、平日の移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課の調整等により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する
- ・県教育委員会は、令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示す

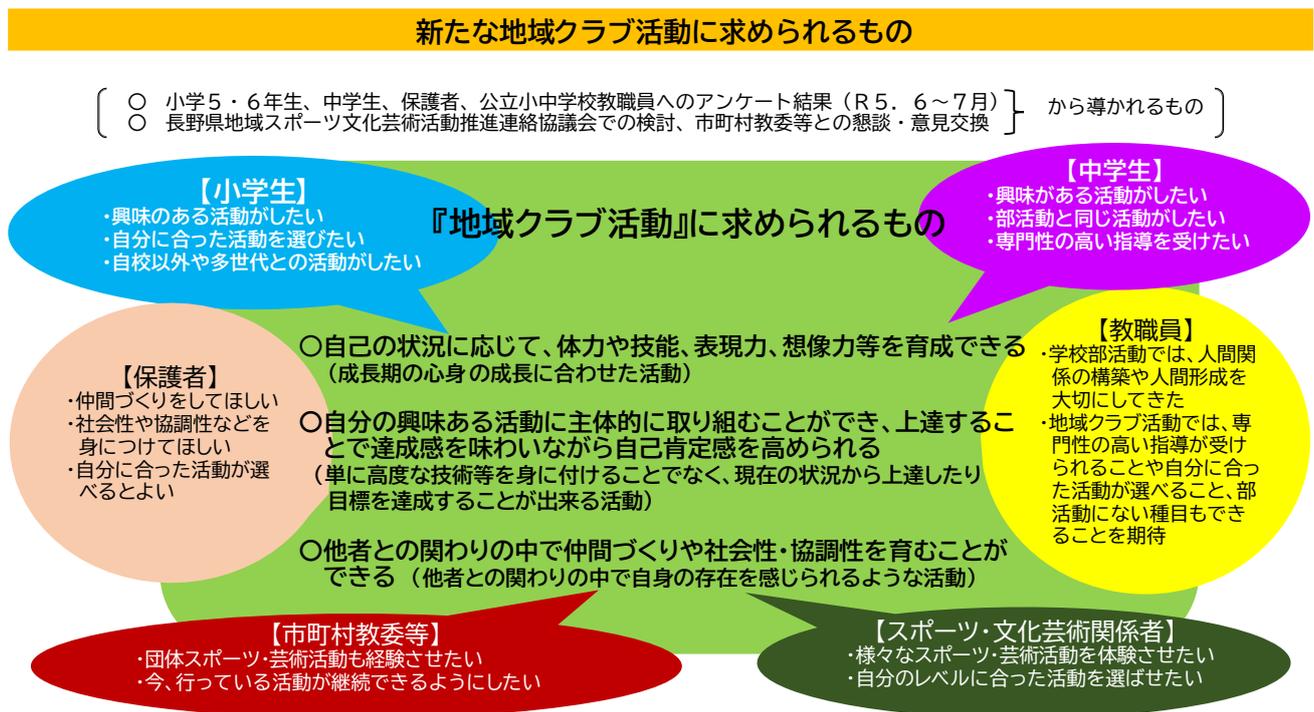
## II 新たな地域クラブ活動の環境整備

### 1 本県が目指す新たな地域クラブ

#### (1) 新たな地域クラブ活動に求められるもの

本県では、児童・生徒とその保護者、教職員、スポーツ・文化芸術団体、教育関係団体、市町村関係者等からの意見等を踏まえ、本県が目指す地域クラブの姿を図8のように捉えています。市町村は「『新たな地域クラブ活動』に求められるもの」を念頭に置きながら、以下のとおり県教育委員会が定めた「目指す姿」「目的」に向け、地域の実情に合わせた地域クラブ活動の環境整備を進めることとします。

〔図8：新たな地域クラブ活動に求められるもの〕



#### 【目指す姿】

学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行により、活動種目の選択肢が増えるとともに持続可能な活動環境が整い、県内すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができる。

#### 【目的】

- ・地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ環境を構築する。
- ・教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る。

#### (2) 新たな地域クラブで目指す活動（市町村と県の役割）

基本的に、新たな地域クラブ活動の環境整備は、本ガイドラインを踏まえた市町村の推進計画等に沿って進められ、その活動の保障を目指すこととなります。従って、市町村においては、学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行に向け、活動種目・内容の選択肢を増やすなど、すべての生徒が、それぞれのニーズに合った活動ができるよう努めることとなります。

活動保障の方向性として、まずは、休日の活動について、現在行っている活動の保障を目指し、その上で、新たな種目や活動内容について、ニーズに応じ段階的に拡充し、持続可能な環境を構築していくことが望ましいと考えます。

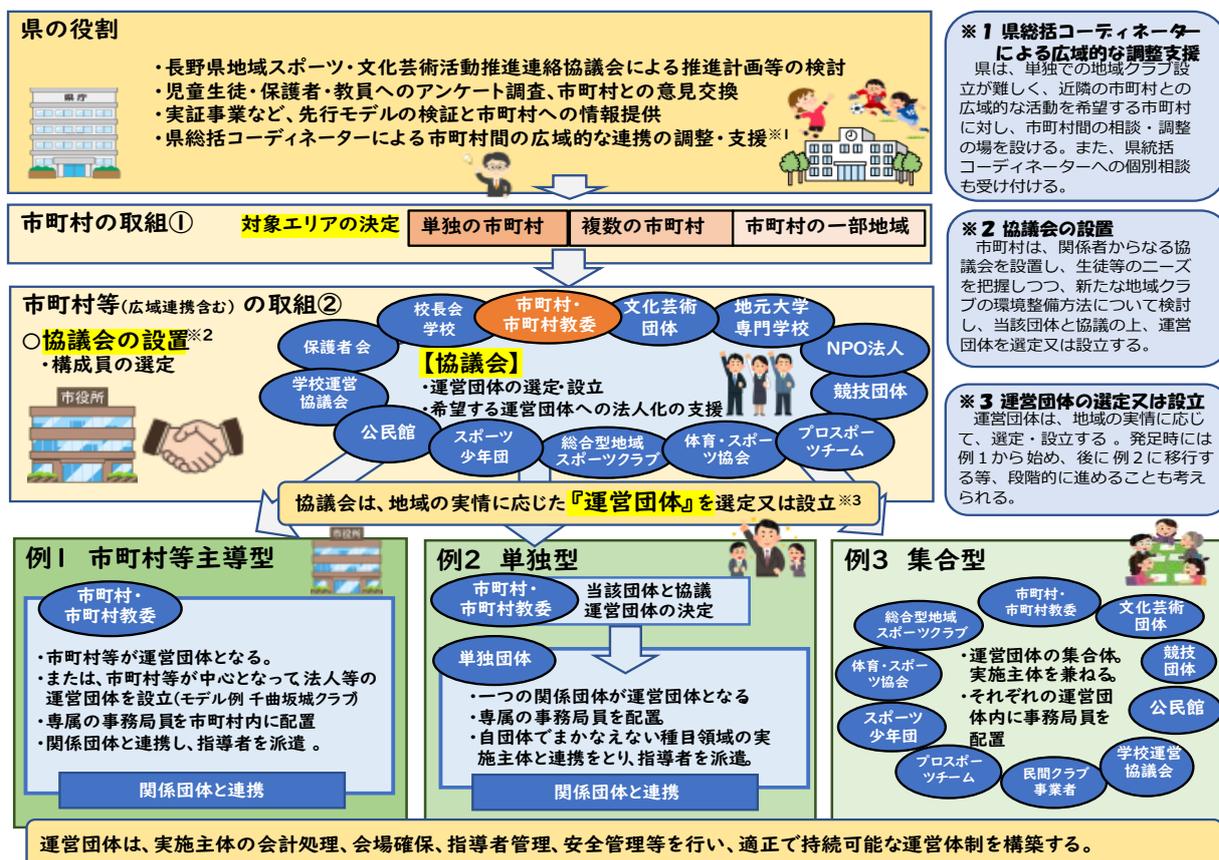
新たな地域クラブ活動を安定したものにしていくためには、指導者や一定程度の参加者の確保が必要になります。

そこで県では、環境整備が速やかに進められるよう、生徒数の減少等により単独での地域クラブ活動が困難な市町村について、近隣市町村との連携が速やかに進められるよう、助言、協力等により支援します。また、新たな地域クラブ活動について、持続可能な環境を構築できるよう、指導者の確保に協力します。

## 2 運営団体選定・設立までの手順と留意事項

県では、新たな地域クラブを運営する運営団体の選定・設立までのイメージを図9のように考えています。

〔図9：運営団体の選定・設立までのイメージ〕



学校部活動から新たな地域クラブ活動へと移行する際の手順としては、次の(1)から(8)までのような流れが想定されます。地域の実情によって、順序が入れ替わることや手順を省略・追加することも考えられます。移行については、進捗状況等の検証を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直しつつ、着実に進めていく必要があります。

新たな地域クラブ活動への移行に着手する前や移行後の取組を含めた一連の基本的行程については、別添【資料1：移行取組・進捗の目安となる項目(段階別)一覧表】を参照してください。

## (1) 協議会の準備

市町村は、所管する小中学校の児童・生徒数の推移、学校部活動への入部状況や民間クラブへの加入状況、地域のスポーツ・文化芸術団体の状況などをもとに、協議会の議題やメンバーを検討します。

## (2) 協議会の設置

協議会は、地域が目指すスポーツ・文化芸術環境について検討し、地域クラブをとりまとめる運営団体の選定や設立を行います。運営団体の設立後も当該団体の取組状況を把握し、適正な地域クラブ活動を保障するために指導・助言を行います。

### ア 構成

市町村は、地元の関係者に対して、新たな地域クラブの趣旨や必要性について理解を得ながら、協議会のメンバーとしての参画を依頼します。依頼先は、図9のイメージ例に掲げた団体などが考えられます。

### イ 市町村コーディネーター

学校、市町村教育委員会、スポーツ・文化芸術団体、地域の関係者等をつなぐ役割を担うため、市町村コーディネーターの配置が考えられます。コーディネーター役には退職校長など学校部活動に精通し、かつ、地域関係者との幅広い関わりを経験している人材が適しているとされています。

### ウ 対象エリアの決定

市町村や協議会は、児童・生徒数の現状や見通し、指導者の確保や会場への移動距離等の地域の実情を考慮するとともに、生徒等のニーズを把握しながら、新たな地域クラブが目指す姿や環境整備の方法について検討し、協議会において対象エリアを決定します。

### エ 運営団体の決定

市町村や協議会は、対象のエリアや市町村内での分割実施、広域での連携実施等地域の実情を踏まえて運営団体を選定・設立します。

### オ 地域クラブ活動へ移行後の役割

市町村や協議会は、運営団体の取組状況を把握するとともに、地域クラブ活動への移行後は、適正な活動を保障するため、指導・助言を行います。また、地域のスポーツ・文化芸術活動の充実について検討します。

## (3) ニーズ・課題の把握

市町村や協議会は、学校部活動に入っていない生徒や児童の保護者、地域住民等も含め、アンケート調査等により、新たな地域クラブ活動について、学校部活動にはない種目等やレクリエーション等を含めたニーズや課題の把握に努めます。

## (4) 推進計画等の作成

市町村や協議会は、生徒・保護者や学校はもとより、スポーツ・文化芸術団体等の関係者や住民の理解と協力が得られるよう、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対して見込まれる効果、地域クラブ活動への移行のスケジュール等を盛り込んだ推進計画等を作成します。

## (5) 情報発信

県は、学校部活動の地域クラブ活動への移行等に関する実践・実証事業等の成果や県の協議会での協議事項について、市町村担当者会議やホームページ等を通じて情報提供を図ります。

市町村や協議会は、ニーズや課題についてのアンケート調査の結果や協議会での検討状況などについて、ホームページ等で公開することが望まれます。

## (6) 運営団体の選定・設立

### ア 実情に合わせた選定・設立

市町村や協議会は、地域の実情に応じ運営団体を選定・設立します。例えば、市町村等が運営団体となる市町村等主導型（図9の例1）、一つの関係団体が運営団体となる単独型（図9の例2）、複数の運営団体が連携し、業務を分担する集合型（図9の例3）などが考えられます。発足時には例1から始め、後に例2に移行する等、段階的に進めることも考えられます。既存の団体がある場合は当該団体と協議の上で決定し、既存の団体がいない場合や既存の団体に決定できない場合は、新規に運営団体を設立するか、その支援をします。

### イ 運営団体の構成

運営団体は市町村、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体、文化芸術団体、クラブチーム、プロチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、学校ごとの地域学校協働本部（コミュニティ・スクール）、保護者会、同窓会等多様な団体等（図9参照）から構成されます。ただし、これらの団体等をすべて網羅する必要はありません。

### ウ 事務局員

運営団体には、実施主体を取りまとめる役割があるため、事務局員を配置します。事務局員は、団体の活動に必要な会計処理や運営委員会の計画、指導者の月間計画を基にした活動時間、活動場所の調整等を担います。

### エ 法人格の取得

運営団体がスポーツ安全協会等のスポーツ・文化法人責任保険（法人の賠償責任保険）に加入する場合、法人であることが加入条件になります。また、団体への社会的信用を得るためにも法人格を取得することが望ましいと考えます。

## (7) 実施主体の決定

運営団体は、市町村や協議会の助言等により、地域クラブ活動で活動種目ごとに指導する団体又は個人を実施主体として決定します。例えば、生徒を指導する実施主体である総合型地域クラブが地域クラブを運営する場合のように、運営団体と実施主体が同一団体であることもあります。

## (8) 直ちに体制を整備することが困難な場合

直ちに運営団体の体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点方式による合同部活動も導入しながら、市町村教育委員会や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えら

れます。

### 3 運営団体・実施主体の運営と留意事項

#### (1) 適切な運営体制の構築

##### ① 運営方針等の決定

###### ア 規約の策定・公表

運営団体は、あらかじめ生徒が自分のニーズに合った活動を選択できるよう、また生徒や保護者の理解を得るため、クラブ規約を策定し、公表します。

規約には、①総則（クラブの名称と所在地）、②目的、③実施種目、④会員（資格、手続き、会費など）、⑤役員及び事務局（役職、選出方法と任期、任務など）、⑥会議（総会や運営委員会などの運営組織とその役割）、⑦会計（会計年度、会計の原則、資金の管理など）、⑧規約の改定、⑨クラブの解散、⑩附則（施行日など）を定めます。

###### イ 運営方針の策定・公表

運営団体は、本ガイドラインを踏まえたクラブの「運営方針」を策定し、クラブの「規約」に基づいた活動の方向性を公表します。運営方針には、「活動目標」、「目指す生徒像」、「育てたい力」、「指導方針」、「活動時間」、「休養」等を明示します。

なお、活動回数、活動時間等については、新指針を踏まえ、地域が持つ資源（人材、施設等）とニーズ・課題把握の結果等を総合的に勘案して決定します。

##### ② 活動のマネジメント

###### ア 活動計画・実績報告の作成・公表

運営団体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）をホームページ等により公表します。

###### イ 会費設定と適切な会計処理

運営団体は、会費について、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な設定に努めます。

また、公正かつ適切な会計処理を行うことはもとより、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を行います。

###### ウ 活動場所の確保

運営団体・実施主体は、新たな地域クラブ活動の活動場所として、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設に加え、地域の中学校をはじめ小学校や高等学校、特別支援学校や廃校施設の活用も検討します。

県及び市町村は、新たな地域クラブ活動を行う団体等が学校施設、社会教育施設や文化施設等を利用する際には、低廉な利用料にするなど、利用しやすい環境づくりについて検討します。

###### エ 生徒の移動

市町村は、スクールバスの活用や地域の公共交通機関との連携など、生徒が新た

な地域クラブ活動に参加するための移動支援について検討します。

県は、先進事例や実証事業を検証し、支援の在り方について研究します。

#### オ 団体や大会等への登録

運営団体・実施主体は、団体・大会等への登録に際しては保護者に説明し、事前に理解を得ます。また、生徒が大会等に参加する場合は、大会等の資格要件等を十分に確認し、登録や登録費の納入が学校部活動と重複しないようにします。

中体連等が主催する大会をはじめ様々な大会等については、クラブ単位での参加が認められていますが、種目により参加要件等が異なる場合があるため、運営団体は、事前に確認します。なお、新たな地域クラブが大会等に参加する場合は、大会等の主催者の求めに応じ、運営団体・実施主体の関係者が役員・審判などとして大会運営に協力します。

#### カ 保険への加入

運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等が安心して地域クラブ活動に参加・指導できるよう、自身のケガ等や参加者にケガを負わせた場合に備え、スポーツ安全保険などへの加入を義務付けます（保険の適用範囲については、活動場所への移動中や保護者による送迎中の事故等にも適用されるものが望ましい）。

また、運営団体・実施主体は、その活動中に発生した事故による高額な損害賠償に対応できるよう、例えばスポーツ・文化法人責任保険などへの加入を検討します。

#### キ 事故・トラブル発生時の対応

運営団体・実施主体は、地域クラブ活動において事故が発生した場合、救急要請や保護者への連絡などを行い、適切かつ速やかに対処するとともに、実施主体は運営団体に報告します。

また、生徒間でトラブルが発生した場合、参加者からの聞き取り等により状況を把握し、現状と今後の対応等について保護者へ連絡するなど速やかに対処するとともに、実施主体は運営団体に報告します。保護者は、必要に応じて学校と情報を共有します。

#### ク 活動の充実

運営団体は、競技・大会志向に特化した特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動などについて、複数の活動を同時に体験することも想定しながら、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に確保します。また、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるように努めます。

さらに、参加者及び保護者に対するアンケート調査等を適宜実施し、運営改善を

図ります。

### ③ 参加者のマネジメント

#### ア 生徒の募集

運営団体は、地域クラブの運営方針や会費、活動内容や活動時間などを明記したチラシやホームページ等により、生徒を募集します。また、中学校の入学説明会等でクラブの活動について説明し、会員を募集することも考えられます。

#### イ 生徒の安全管理

運営団体・実施主体は、観察やコミュニケーション等により参加者の体調を把握し、生徒の体調に配慮した活動を心掛けます。また、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値をもとに、生徒の体調管理を最優先した活動に努めます。

### ④ 指導者のマネジメント

#### ア 指導者の任用(解任)

運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の指導者を任用し、市町村や協議会が指導・監督することが望ましいと考えます。そのため、任用(解任)責任は運営団体・実施主体にあり、市町村や協議会が相談窓口となることについて生徒・保護者に周知します。

#### イ 指導者の従事時間の管理と報酬等の支払い

運営団体は、指導計画をもとに指導者のシフトを作成し管理します。また、指導者の報告等により従事時間を正確に把握し、報酬等を適正に支払います。

#### ウ 指導者の資質の向上

市町村や運営団体は、指導者の知識や指導方法をアップデートし、資質の向上を図るため、自ら研修会を開催したり、指導者を対象として開催される外部の研修会への参加を促したりします。

また、県は、体罰・ハラスメント根絶や指導法など指導者を対象とした研修会を開催したり、動画コンテンツを作成したりします。

### ⑤ 健全な運営管理のためのガバナンスコードの策定・公表

運営団体は、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るため、適正なガバナンスを確保するとともに、その状況に関する情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性を確保します。その際、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」(令和元年8月スポーツ庁策定、令和5年11月改定)に照らして、自らのガバナンスの現況について確認するとともに、ホームページなどで公表するよう努めます。

### ⑥ 活動の周知に係る広報活動

#### ア 地域クラブ活動への移行についての広報

県や市町村は、地域クラブ活動への移行について、生徒・保護者・学校・関係団体・地域住民等に情報を発信します。また、県は市町村の説明会等に協力します。

#### イ 活動やイベントの広報

県や市町村は、生徒が主体的に取り組む活動機会を選択できるように、地域クラブの活動やイベント、体験会等について紹介するなど、生徒・保護者への情報提供に

努めます。

## ⑦ 地域、学校、関係団体等との連携

運営団体・実施主体は、活動場所や指導者の確保を含む諸課題の解決へ向け、協議会に積極的に参画し、地域、学校、関係団体等と緊密に情報共有や連絡調整を行います。

## (2) 適切な指導体制の構築

### ① 指導者に求められる資質

ア 指導者は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具の点検・管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事します。そのため、できるだけ幅広い知識や能力の修得に努めることが求められます。

イ 指導者は、生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、指導者資格を有していることが望まれます。資格が無い場合でも、研修等により指導者としての研鑽を積み、可能な限り資格取得に努めることが望まれます。

ウ 指導者は、心身の成長の途上である生徒を対象とするため、生徒の安全を確保することや、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められます。指導に当たる際には、意見表明権を含む生徒の基本的な人権（意思の尊重）などの権利擁護の観点に留意します。

エ 指導者は、生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合についても、看過することなく速やかに対処します。

### ② 指導者の質の担保

#### 【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めます。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。

イ スポーツ団体等は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の担保のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、公益財団法人日本スポーツ協会等の相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。県や市町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討します。

#### 【地域文化芸術クラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において指導者を確保し、専門性や資質・能力を育成します。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を

進めます。

- イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意します。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町村など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進めます。

### ③ 適切な指導の実施

- ア 運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶します。県及び市町村は、適宜、指導助言を行います。
- イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養の設定、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行います。また、専門的知見を有する教員等の協力を得て、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得します。

### ④ 指導者の量の確保

- ア 運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員や外部指導者、退職教員、兼職兼業を希望する教員等（地方行政職員を含む。以下同じ。）、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保します。
- イ 市町村は、域内のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めます。県は、指導者を紹介する既存の人材バンク（例：公益財団法人長野県スポーツ協会のながのスポーツ人材バンク）の充実を働き掛けるとともに、指導者リストを作成するなど、運営団体・実施主体の指導者確保に協力します。市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意します。
- ウ 県教育委員会、市町村及び運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制整備に努めます。

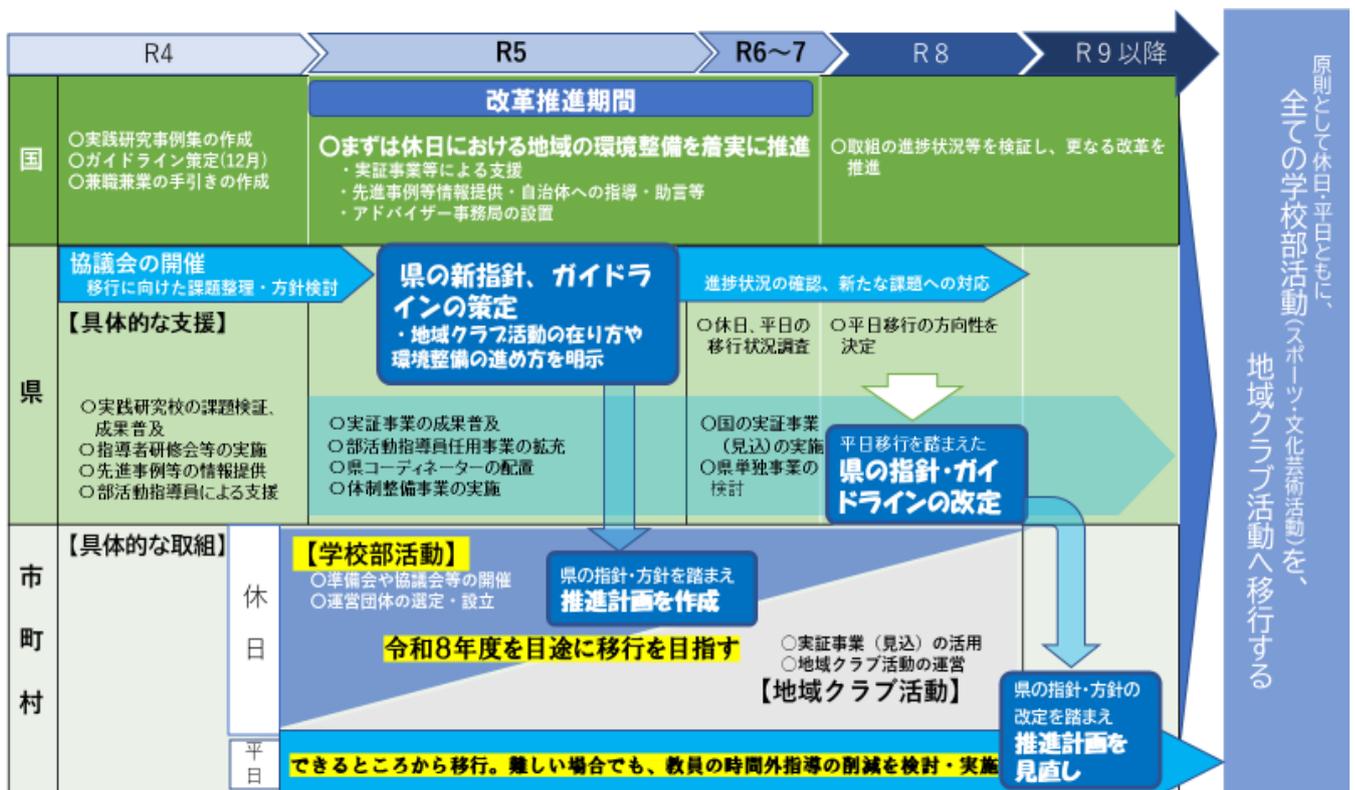
### ⑤ 教員等の兼職兼業

- ア サービスを監督する教育委員会は、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（令和5年2月文部科学省策定。以下「国の手引き」という。）等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、適正かつ円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行います。
- イ サービスを監督する教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への

- 配慮などの観点についての校長の事前確認等を参考に、検討して許可します。
- ウ 教員等が兼職兼業での指導する際、継続的・安定的な指導を行うためには、居住地において指導することが望ましいと考えます。
- エ サービスを監督する教育委員会が兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、国の手引きを参考にするとともに「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月厚生労働省策定、令和2年9月改定）も参照し、運営団体等と連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、雇用者等の適切な労務管理に努めます。

#### 4 新たな地域クラブ活動の推進スケジュール

〔図10：新たな地域クラブ活動への移行に向けた推進スケジュール〕



原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動（スポーツ・文化芸術活動）を、地域クラブ活動に移行します。まずは、休日の学校部活動について令和8年度末を目途に新たな地域クラブ活動に移行します。

国は令和7年度までを改革推進期間とし、移行の達成時期は一律に定めませんでした。しかしながら、新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に地域差が生じると、子どもの体験格差や教職員の労働条件格差につながるため、県として移行の目途を設定することとしました。

本県は、

- ①市町村数が多く都市部、山間部など地域ごとに部活動を取り巻く状況が大きく異なること
- ②生徒数の減少により、複数の市町村が連携して環境整備を進める形が数多く想定され、新たな地域クラブ活動の設立に時間を要すること

③特に文化芸術活動においては、関係団体数の地域差が大きく指導者の確保等に時間を要すると考えられること

などから、国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指します。

平日はできるところから移行を進め、移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課等の調整により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施します。

県教育委員会は、令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示します。

## ○ おわりに

令和4年(2022年)12月の国のガイドラインにより、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、考え方が示されました。そこでは、県及び市町村は、関係者からなる協議会を設置すること、アンケート調査などを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討すること、推進計画の策定により、関係者に対し環境整備の方針や取組の内容、スケジュール等について周知し、理解と協力が得られるよう取組むことが示されています。

そのため、本県においてはスポーツ・文化芸術団体、学校関係者、市町村関係者、有識者等からなる県の協議会を設置し、地域クラブ活動の環境整備に向けた課題と対応策、県の方向性などについて協議を行ってきました（県の協議会資料等はHP (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/sports-ka/chiikiikou.html>) に掲載）。

また、小中学生とその保護者、教員に対してアンケート調査を実施し、学校部活動の継承すべき点や地域クラブ活動へのニーズを始め、多角的な視点で回答を得ました。さらにスポーツ・文化芸術団体、教育関係団体、市町村などからの意見を踏まえ、本県が目指す地域クラブ活動の姿を示しました。

また、地域の実情に応じて、円滑に地域クラブ活動への移行が進められるよう、関係各所からの意見や実践研究・先進事例等を元に、移行を進める際のポイントや手順、留意事項等を踏まえ、本ガイドラインを策定しました。

市町村においては、本ガイドラインを踏まえて、市町村の実情に合った推進計画等を作成し、学校部活動の地域クラブ活動への移行及び地域クラブ活動の環境整備を進めることが望ましいと考えます。

本県のスポーツ振興において、令和5年(2023年)3月に「第3次長野県スポーツ推進計画～スポーツの力で切り拓く長野県の未来～」を策定し、基本目標の第一番目に「子どもの運動・スポーツ機会の充実」を掲げています。本ガイドラインは、その具体的施策である公立中学校等における学校部活動の地域クラブ活動への移行に向け、①学校、市町村、地域のスポーツクラブ等との連携・協働による地域を拠点としたスポーツ環境づくり②地域のスポーツクラブ、競技団体等の指導者の確保・質の向上などの取組の一翼を担うものです。

他方、令和 10 年（2028 年）には、「スポーツを通じた元気な長野県づくり」のコンセプトのもと、本県で第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会が開催され、県内各地で各種競技が実施されます。

現在、中学生期にある生徒や小学生が主役となる大会となるため、競技力を向上させたい生徒にとっても自己実現ができるような環境づくりが不可欠です。さらに、大会終了後も「するスポーツ」「見るスポーツ」「ささえるスポーツ」等、様々な形でスポーツへのかかわりが継続的となり、豊かな人生につなげるため、本ガイドラインが、その推進力となることを期待します。

文化芸術において本県は、平成 27 年度（2015 年度）を「文化振興元年」と位置付けて「長野県文化振興基金」を造成し、平成 30 年（2018 年）3 月には本県初の文化芸術分野の個別計画として、「長野県文化芸術振興計画」を策定しました。そして、令和 5 年（2023 年）3 月に、不確実性や不透明性が増していく現代において、文化芸術を高めその力で誰もが心豊かに暮らす社会を実現できるよう、第 1 次（平成 30 年度～令和 4 年度）の取組結果や本県の特性を踏まえ、今後 5 年間の県の文化芸術振興の基本目標や施策の方向性等を定めました。

その中で、同計画は、近時の動向に合わせて、中学校部活動の移行についても主な施策として取り上げています。すなわち、「第 6 施策の展開」中で、「2 文化芸術があらゆる分野に根つき生かされている」として 4 項目の「主な取組」を示し、そのひとつに「学校部活動の地域移行と文化芸術振興の連携」を掲げています。本ガイドラインは、この取組の一環としても位置付けられ、本ガイドラインによって、中学生期の子どもたちや地域の文化芸術の振興が図られることを期待します。

## 資料

### 【資料1：移行取組・進度の目安となる項目(段階別)一覧表】

本一覧(表1～5)は、学校部活動を新たな地域クラブ活動への移行を円滑に推進するため、これまでの実例等を踏まえて、各段階における取組の手順と内容を示したものです。

地域の実情によっては、順序が変わったり、進め方によっては不要になったり、新たな項目の追加が必要なことも考えられますので、ひとつの目安としてご活用ください。

〔表1：始動段階における取組項目〕

区 分	内 容 等
考えられる利害関係者にヒアリング(地域の理解)	・ヒアリングの対象者は地域の実情によるが、市町村教育委員会が中心となって行うことが円滑に進むと予測
準備会の開催	・最初から協議会の形での立ち上げが難しいのであれば、前段階として、準備会を開催
協議会の設置・開催、整備(関係団体との合意形成)	・運営団体や実施主体を検討するだけでなく、地域のスポーツ・文化芸術環境づくりの方向性を継続的に検討。定期的開催が望ましい。 ・必要に応じて、設置要綱等(目的、構成員等)の策定
事前(随時)の情報発信	・保護者会開催等 ・地域クラブ活動への移行に関する理解が得られるようできるだけ早く情報を発信。例：市町村広報、公民館報、まちづくり協議会だより、小・中学校だより(通信)等の広報紙、HP掲載、動画配信
ニーズ・課題の把握	・部活動に入っていない生徒、今後中学生となる児童を含め、各学校の児童・生徒・保護者への聞き取りやアンケートの実施。現在部活動にはない種目等やレクリエーション志向の活動等のニーズも把握。広域エリアでの展開を考える市町村にあっては、エリア全域で一括実施 ・複数競技体験会の開催は生徒の選択肢を広げる
推進計画の策定	・市町村教育委員会やスポーツ・文化芸術振興担当部署等が策定(できるだけ早期に) ※協議会の設置・整備等と前後することもある
採用するプラン(タイプ)の決定(暫定的⇒確定) ※モデルタイプにこだわる必要はありません	・協議会でその地域に適したプラン(タイプ)を決定 ＜プラン(タイプ)の例＞ 学校区単独型(地域住民との連携)、地域団体連携型(地域団体中心)、任意団体設立型(複数の町村教育委員会で設立)など ※広域的な取組の試み検討：単独から広域連携への模索
運営団体の設立・運営	・規約、運営方針や運営方法等の決定 ・運営団体の代表者の決定 ・運営事務担当者(職員)の配置、クラブ運営等
クラブ運営方針・運営方	＜クラブ運営方針等の内容例＞

法の策定・決定公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の目標／育てたいクラブ加入者像／向上させたい力／具体的な手立て／活動時間／休養等</li> </ul>
運営団体にコーディネーター（役）の配置・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者のコーディネート</li> <li>・市町村、運営団体、地域、学校、競技団体、関係団体等との調整</li> <li>・県総括コーディネーターとの連携</li> </ul>
財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会費の設定</li> <li>・適切な会計処理と公表</li> </ul>
実施主体の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技団体、総合型地域スポーツクラブ等に協力依頼</li> <li>・実施主体に対する法人格（一般社団法人、NPO 法人）取得支援</li> </ul> <p>※実施主体が運営団体を兼ねることもある</p>
活動種目に関する実施要項の作成（当面は一部実施種目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動種目に関する実施要項の作成。募集案内などに活用</li> <li>・実施要項：活動の名称（学校の部活動と区別ができるよう活動の名称を工夫）、活動の開始時期、活動する種目等の決定、休養日と活動時間の設定、参加者の募集・受付等</li> </ul>
活動種目展開に係る費用負担の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・考えられる運営費用：指導者への報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代、会場への移動にかかる費用、運営団体・実施主体の事務費用等</li> </ul>
生徒・保護者への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校説明会の開催等による移行への理解促進</li> <li>・費用負担に関する意識の醸成：事例の紹介、広報・啓発活動適宜開催が望ましい</li> </ul>
地域人材の把握 （当初実施予定種目：地域全体の指導者の把握）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な人材のリストアップ 市町村の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化芸術団体の指導者等 兼職兼業を希望する教員等</li> <li>・市町村レベルの登録リストの作成</li> </ul>
指導者の量・質の確保 （当面は一部実施種目、逐次確保）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会による人材（指導者）の確保 地域指導者の掘り起こしと登録</li> <li>・地域で指導を希望する公立学校の現職教員の兼職兼業の許可（規定や運用の改善も）、退職教員等への声掛け</li> <li>・教員以外の公務員の営利企業等従事の許可（地方公務員法 38 条）の検討 ※一般行政職公務員に地域貢献活動での営利企業従事制限等の許可を認める市町村にあつては当該公務員の許可（規定や運用の改善も） 例：長野県（都道府県レベル初。2 例目は福井県。スキーのインストラクター）、塩尻市、千曲市。他県の市町村：笠間市（茨城県）</li> <li>・各種研修会、指導者資格認定制度の活用</li> <li>・指導対象生徒、指導内容等によっては、指導者の当該種目の高度な技術がさほど求められない場合や段階もあり（安全確保、指導者倫理は</li> </ul>

	<p>必須) 柔軟な対応が望まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員以外の指導者については、体罰・ハラスメント根絶等のコンプライアンスに係る研修会を実施</li> <li>・ 指導者資格取得補助（指導者への費用負担の援助）</li> <li>・ 地域の企業との連携（当初から段階的に拡張） 地域に企業や文化芸術団体がある場合は連携して指導者確保 例えば地元企業に早退制度（例：週1～2回、平日の部活指導のための早い時刻での退勤を許可）の創設を依頼 地元企業に「副業」許可（特に土日曜の中学生指導）を依頼</li> <li>・ 大学等との連携（当初から段階的に拡張） 大学については、大学との連携を行うか、大学を通じての求人募集等により、指導者育成への協力。有償ボランティア等を依頼</li> <li>・ 高等学校と連携し、高校生との合同練習</li> <li>・ 民間事業者との連携（当初から段階的に拡張） スポーツクラブ、文化クラブ、人材派遣会社等との連携</li> <li>・ 近隣市町村との連携（当初から段階的に拡張） 近隣市町村と連携し、単独の市町村では実施できない種目等の実施（広域化）</li> <li>・ 求人募集 マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等</li> <li>・ ICTを活用した遠隔指導体制の整備 遠方の指導者からの指導が受けられるようにICT環境等を整備</li> </ul>
<p>地域人材の把握 （当初実施予定種目：地域全体の指導者の把握）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な人材のリストアップ 市町村の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化団体の指導者等 兼職兼業を希望する教員等</li> <li>・ 市町村レベルの登録リストの作成</li> </ul>
<p>スポーツ・文化芸術の活動場所(施設)の確保(当面は一部実施種目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象施設：公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設、地域団体（例：町内会・自治会）・民間事業者等が有する施設、地域の中学校、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校施設</li> <li>・ 学校施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する運営団体に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営の促進</li> <li>・ 地域クラブ活動を行う団体等について学校施設、社会教育施設や文化施設等を利用する際には、減免措置や低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりについて検討する</li> <li>・ 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）、「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）を参考にした取組</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間施設の活用：企業の福利厚生施設（節税対策での民間施設開放等）</li> <li>・近隣大学等の施設の活用（大学との連携）</li> </ul>
実証事業や体制整備事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用負担の軽減：補助事業等の活用や独自事業の検討</li> </ul>
補助事業（見込み）の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用負担の軽減：補助事業等の活用や独自事業の検討</li> </ul>

〔表2：運営団体・実施団体の活動本格化・運営に係る取組項目〕

区 分	内 容 等
ガバナンスコードの策定・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」（令和元年8月スポーツ庁策定）を当該運営団体内部に周知。実施主体へも同様に遵守を求める</li> <li>※独自のガバナンスコードの追加も地域の実情を考慮して検討</li> </ul>
活動上のマネジメント（特に実施団体へ）へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動計画の作成</li> <li>・活動実績報告の作成</li> <li>・施設の確保</li> <li>・送迎バス等の運行</li> <li>・大会等の参加手続き</li> <li>・保険手続き</li> <li>・著作権等の手続き</li> <li>・事故・トラブル発生時の対応 医療関係者への協力依頼（緊急事態への対応、練習方法等に係るアドバイス等）トラブルや事故への対応</li> <li>・事故等に備えた保険の対応確認</li> <li>・必要に応じて指導者個人でも加入するようにアドバイス</li> <li>・生徒への保険加入の案内</li> <li>・事故防止・リスクマネジメント講習会の実施（長野県：AED操作、熱中症、落雷事故回避等）等</li> </ul>
指導者に係るマネジメント（特に実施団体へ）へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者の確保</li> <li>・従事時間管理</li> <li>・報酬支払い等</li> </ul>
参加者のマネジメント（特に実施団体へ）へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出欠管理、安全管理、参加費徴収等</li> </ul>
相談窓口の設置・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会、運営団体等は、スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する相談窓口を設置します。設置した場合は、生徒、保護者らに周知</li> </ul>

〔表3：随時・並行的検討事項〕

区 分	内 容 等
恒常的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の周知に係る広報活動</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討の段階から随時、関係団体、学校、保護者、地域住民への情報発信</li> </ul>
関係機関・団体等間の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営団体・実施団体と市町村との連携</li> </ul>
取組状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営団体・実施主体の取組状況の把握</li> </ul>
大会・コンクール等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会主催者への要請、支援の在り方の見直し</li> </ul>
県への相談等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ課学校体育係、県総括コーディネーターへの相談等</li> </ul>
対生徒・保護者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の移動手段に問題はないか確認。生徒の移動負担の軽減。公共交通・スクールバスの活用、スクールバス、市町村バス、福祉バス等の活用の検討（送迎支援）</li> <li>・参加者の費用負担の支援等</li> </ul>
財源・負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な運営に向けた財源の確保 寄附金を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税活用の検討</li> <li>・実証事業や体制整備事業の活用</li> <li>・補助事業の活用</li> </ul>
その他全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日も含めた取り組みを視野に入れつつ休日分を実施</li> <li>・情報の公開・発信 信頼性の確保、部活地域移行への理解促進 市町村 HP、地元の中学校・小学校だよりへの掲載</li> </ul>
地域クラブ活動開始に当たり学校に望まれること (※学校現場の対応を取り上げました)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の関連 学校部活動と地域クラブ活動との情報共有体制の構築</li> <li>・地域クラブ活動と学校との連携</li> <li>・地域クラブ活動への教職員の関わり 兼職兼業制度の周知と活用しやすい環境の整備（教員の働き方改善）</li> <li>・学校施設の開放・管理 学校施設の管理体制の整備 学校施設の活用等</li> </ul>

〔表4:検証・評価・改善〕

区 分	内 容 等
検証・評価・改善	<p>適切な時期に検証・評価を実施</p> <p>(1) アンケート、ヒアリング等の実施 生徒、保護者の満足度</p> <p>(2) 市町村の自己（内部）評価</p> <p>(3) 評価指針（目安）：地域クラブ活動への移行前後の比較（増減）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の満足度</li> <li>・教員の部活動従事時間数</li> <li>・休日の部活動における教員の従事機会（日）数等</li> </ul>

## 【資料2:学校部活動から地域クラブ活動への移行に係る Q&A】

### 〈質問1〉

Q：外部団体との協議を行う予定がありません。協議会は必ず開催しなければいけませんか？

A：外部団体との協議の場には、地域クラブ活動を運営、実施していくための方向性や方針、体制づくり等について決定し、準備していく役割があります。運営団体が決まった後も取り組み状況を把握し、適正な地域クラブ活動を保障するために指導・助言を行ったり、生徒のニーズに応じた活動の選択肢の充実に取り組んだりするため、地域のスポーツ・文化芸術環境について検討する協議会の設置が望ましいと考えます。

地域の生徒数やクラブ数の規模から、協議する場を開くことなく検討が進んでいる場合や協議会の役割を担う既存の組織がある場合には、必ずしも必要というわけではありません。現段階で、動き出しに見通しが持っていない場合には、II 2 を参考に、外部の関係者を集めた話し合いを行ってください。また、相談窓口として県の総括コーディネーターを設置しておりますのでお気軽にご相談ください。

### 〈質問2〉

Q：地域クラブ活動では、どの地域でも、多くのニーズに応えられるたくさんの種目や活動を実施しなければいけませんか？

A：今後、さらに生徒数の減少が見込まれるため、生徒数の少ないエリアで生徒数の多いエリアと同程度の種目や活動を実施することは、参加者の分割を招き、どの種目や活動も満足に行うことができない結果となりかねません。まずは中学校の部活にある活動からスタートし、段階的に地域の小学生期の活動、社会人の活動等を参考に、生徒のニーズや地域の資源に応じたクラブを立ち上げることが考えられます。

指導者確保が見通せた部活や、小学生期の活動を中学生まで延長してくれるクラブ等から試行し、段階的に広げていくことも考えられます。

### 〈質問3〉

Q：運営団体が法人格を取得することのメリットは何ですか？

A：運営団体が法人格を取得すると、関係法律の規制を受けるという制約が生じます。例えば、NPO 法人化すると特定非営利活動促進法の適用を受け、会計処理等で制約を受けます。しかし、法人格を取得すると権利の主体となることができ、法人名義での契約、団体名義（●●●クラブ）での登記が可能になります（法人格が無い場合は、代表者又は構成員名で登記）。団体名で行うことにより団体をめぐる権利関係が明確となり、代表者の精神的負担（例えば団体に係る損害賠償責任の追及先は法人である団体）は軽くなります。また、法人化により、所定の手続きを経て公的に設立を認められ、責任の所在が明確ということで社会的信用が増します。運営団体が主催するイベントで事故が発生し、法的責任（損害賠償）を問われるような場合の保険である「スポーツ・文化法人責任保険」は法人であることが前提（非法人は加入不可）とされています。NPO 法人がよいか、一般社団法人

にするかは、そのメリットデメリットを考慮して判断します。

法人格を取得するためには、費用が発生するため、市町村教育委員会等の支援が望まれます。

#### 〈質問4〉

Q： 地域クラブ活動の参加者から会費を徴収する必要はありますか？

A： 指導者が有償で指導することは、持続可能な運営体制を構築する上で必要です。事務局員の有無や指導者数・活動時間等によっても異なりますが、最終的に会費の徴収は必要になると考えます。

なお、国の委託事業を希望する場合においても、自己財源を入れて、自走できる運営体制の構築を目指していくことが求められています。行政支援（地域全体での負担）、企業からの補助等と合わせて、会費の必要性を含め、財源の確保についてご検討ください。